

泊発電所 3 号炉

残されている審査上の論点と
その作業方針および作業スケジュールについて

令和 6 年 6 月 2 7 日
北海道電力株式会社

余白

残されている審査上の論点とその作業方針および作業状況について

改 訂 来 歴

改訂番号	改 訂 年 月 日	改 訂 内 容
0	2022 年 3 月 31 日	第 1037 回審査会合で資料 2－2 として提示
1	2022 年 5 月 13 日	審査会合資料として提示 (3) 火山影響評価②影響評価 通し No. 14「敷地及び敷地周辺のボーリング調査で確認された火山灰層の層厚評価」 ・「作業方針」において、火砕流の痕跡の有無についても検討し、立地評価において説明する旨を記載。 ・「作業状況」において、スケッチに示された火山灰層の解釈及び火砕流の痕跡の有無についての検討を実施中である旨を記載。 全般 ・「作業状況」において、進捗等を反映。
2	2022 年 5 月 27 日	審査会合資料として提示 (1) 基準地震動の策定①震源を特定せず策定する地震動（標準応答スペクトル） 通し No. 1「標準応答スペクトルを考慮した地震動評価の妥当性」 ・「作業状況」において、観測位相を用いた模擬地震波の検討状況を記載
3	2022 年 6 月 23 日	審査会合資料として提示 まえがき 残されている論点および当社の作業方針および作業状況の更新を行う際の表示方針を追記 基準津波の策定のうち地震による津波 通し No. 4「日本海東縁部の地震による津波評価において設定した波源領域の妥当性」および通し No. 5「日本海東縁部の地震による津波評価の水位低下時間に着目した水位降下側のパラメータスタディ結果」 ・5/27 審査会合において当社から説明済みであることを表示 耐震・耐津波設計方針 通し No. 21「耐震・耐津波設計」の作業方針および作業状況、通し No. 22「防潮堤」および通し No. 23「耐震・耐津波設計以外の審査項目」の作業状況を更新
4	2022 年 7 月 1 日	審査会合資料として提示 基準津波の策定のうち地震による津波 通し No. 6「積丹半島北西沖に地震断層として想定することとした断層による津波評価」の作業状況を更新 火山影響評価 立地評価（通し No. 12、13）、影響評価（通し No. 14、15）および火山モニタリング（通し No. 16、17）の作業状況を更新
5	2022 年 7 月 28 日	審査会合資料として提示 (6) プラント側審査の論点 通し No. 21「耐震・耐津波設計」、通し No. 23「耐震・耐津波設計以外の審査項目」の作業方針および作業状況、通し No. 22「防潮堤」の作業状況を更新
6	2022 年 8 月 5 日	審査会合資料として提示 (1) 基準地震動の策定①震源を特定せず策定する地震動（標準応答スペクトル） 通し No. 1「標準応答スペクトルを考慮した地震動評価の妥当性」の作業状況を更新 (2) 基準津波の策定 通し No. 6「積丹半島北西沖に地震断層として想定することとした断層による津波評価」の作業方針および作業状況を更新 (3) 火山影響評価 通し No. 17「先行審査知見、火山部会報告書を踏まえた監視項目」の作業方針の表現の適正化

改訂番号	改訂年月日	改訂内容
7	2022年9月29日	審査会合資料として提示 (6)プラント側審査の論点 通し No. 21「耐震・耐津波設計」および通し No. 23「耐震・耐津波設計以外の審査項目」の作業状況を更新
8	2022年10月21日	審査会合資料として提示 (1)基準地震動の策定①震源を特定せず策定する地震動（標準応答スペクトル）および②基準地震動の策定 通し No. 1「標準応答スペクトルを考慮した地震動評価の妥当性」および通し No. 2「策定した基準地震動の妥当性」の作業方針および作業状況を更新 (2)基準津波の策定②基準津波の策定 通し No. 7「日本海東縁部に想定される地震による津波と陸上地すべりによる津波の組合せの評価結果」および通し No. 8「基準津波定義位置での時刻歴波形」の作業方針および作業状況を更新 (3)火山影響評価①立地評価および②影響評価 通し No. 12「発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出」、通し No. 13「巨大噴火の可能性評価」および通し No. 14「敷地及び敷地周辺のボーリング調査で確認された火山灰層の層厚評価」の作業状況を更新 (4)地盤・斜面の安定性 通し No. 18「新設防潮堤に関係しない断面の評価結果」の作業状況を更新
9	2022年11月1日	審査会合資料として提示 (1)基準地震動の策定①震源を特定せず策定する地震動（標準応答スペクトル） 通し No. 1「標準応答スペクトルを考慮した地震動評価の妥当性」 ・10/21 審査会合において当社から説明済みであることを表示 (1)基準地震動の策定②基準地震動の策定 通し No. 2「策定した基準地震動の妥当性」の作業状況を更新 (2)基準津波の策定②基準津波の策定 通し No. 7「日本海東縁部に想定される地震による津波と陸上地すべりによる津波の組合せの評価結果」の作業方針および作業状況を更新 (4)地盤・斜面の安定性 通し No. 18「新設防潮堤に関係しない断面の評価結果」の作業状況を更新 (6)プラント側審査の論点 通し No. 21「耐震・耐津波設計」の作業方針および作業状況、通し No. 22「防潮堤」および通し No. 23「耐震・耐津波設計以外の審査項目」の作業状況を更新
10	2022年12月6日	審査会合資料として提示 (1)基準地震動の策定②基準地震動の策定 通し No. 2「策定した基準地震動の妥当性」の作業状況を更新 (2)基準津波の策定②基準津波の策定 通し No. 7「日本海東縁部に想定される地震による津波と陸上地すべりによる津波の組合せの評価結果」の作業状況を更新 耐震・耐津波設計方針以外 通し No. 23「耐震・耐津波設計以外の審査項目」の作業状況を更新
11	2023年1月20日	審査会合資料として提示 (4)地盤・斜面の安定性 通し No. 18「新設防潮堤に関係しない断面の評価結果」の作業状況を更新 (6)プラント側審査の論点 通し No. 21「耐震・耐津波設計」の作業方針および作業状況を更新 通し No. 23「耐震・耐津波設計以外の審査項目」の作業状況を更新
12	2023年2月2日	審査会合資料として提示 改訂なし
13	2023年2月24日	審査会合資料として提示 まえがき クリティカルパスの終期の変更等について更新 (3)火山影響評価①立地評価 通し No. 12「発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出」、通し No. 13「巨大噴火の可能性評価」の作業状況を更新 (6)プラント側審査の論点 通し No. 21「耐震・耐津波設計」の作業状況を更新 通し No. 23「耐震・耐津波設計以外の審査項目」の作業方針および作業状況を更新
14	2023年3月16日	審査会合資料として提示 (1)基準地震動の策定②基準地震動の策定 通し No. 2「策定した基準地震動の妥当性」の作業状況を更新 (6)プラント側審査の論点 通し No. 21「耐震・耐津波設計」の作業状況を更新 通し No. 23「耐震・耐津波設計以外の審査項目」の作業状況を更新

改訂番号	改訂年月日	改訂内容
15	2023年3月24日	審査会合資料として提示 改訂なし
16	2023年3月30日	審査会合資料として提示 改訂なし
17	2023年4月13日	審査会合資料として提示 改訂なし
18	2023年4月27日	審査会合資料として提示 (2) 基準津波の策定②基準津波の策定 通し No. 7「日本海東縁部に想定される地震による津波と陸上地すべりによる津波の組合せの評価結果」の作業状況を更新 (5) 敷地の地質・地質構造 通し No. 20「敷地及び敷地周辺の地質層序」の作業状況を更新
19	2023年5月25日	審査会合資料として提示 まえがき クリティカルパスの終期の変更等について更新 (1) 基準地震動の策定②基準地震動の策定 通し No. 2「策定した基準地震動の妥当性」の作業状況を更新 (6) プラント側審査の論点 通し No. 21「耐震・耐津波設計」の作業状況を更新
20	2023年6月8日	審査会合資料として提示 (6) プラント側審査の論点 通し No. 21「耐震・耐津波設計」の作業方針および作業状況を更新 通し No. 23「耐震・耐津波設計以外の審査項目」の作業状況を更新
21	2023年7月4日	審査会合資料として提示 まえがき クリティカルパスの終期の変更等について更新 (1) 基準地震動の策定②基準地震動の策定および③基準地震動の年超過確率 通し No. 2「策定した基準地震動の妥当性」 ・審査会合において当社から説明済みであることを表示 ・作業状況を更新 通し No. 3「基準地震動の年超過確率」の作業状況を更新 (2) 基準津波の策定②基準津波の策定 通し No. 7「日本海東縁部に想定される地震による津波と陸上地すべりによる津波の組合せの評価結果」の作業状況を更新 (3) 火山影響評価①立地評価 通し No. 12「発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出」、通し No. 13「巨大噴火の可能性評価」の作業状況を更新 (5) 敷地の地質・地質構造 通し No. 20「敷地及び敷地周辺の地質層序」の作業状況を更新 (6) プラント側審査の論点 通し No. 21「耐震・耐津波設計」および通し No. 23「耐震・耐津波設計以外の審査項目」の作業状況を更新
22	2023年8月3日	審査会合資料として提示 (3) 火山影響評価 立地評価（通し No. 12、13）、影響評価（通し No. 14、15）および火山モニタリング（通し No. 16、17）の作業状況を更新 (4) 地盤・斜面の安定性 通し No. 18「新設防潮堤に関係しない断面の評価結果」の作業状況を更新 (6) プラント側審査の論点 通し No. 23「耐震・耐津波設計以外の審査項目」の作業状況を更新
23	2023年9月7日	審査会合資料として提示 (6) プラント側審査の論点 通し No. 21「耐震・耐津波設計」の作業方針および作業状況を更新 通し No. 23「耐震・耐津波設計以外の審査項目」の作業状況を更新
24	2023年10月5日	審査会合資料として提示 (2) 基準津波の策定②基準津波の策定 通し No. 7「日本海東縁部に想定される地震による津波と陸上地すべりによる津波の組合せの評価結果」の作業状況を更新 (6) プラント側審査の論点 通し No. 21「耐震・耐津波設計」の作業方針および作業状況を更新 通し No. 23「耐震・耐津波設計以外の審査項目」の作業状況を更新

改訂番号	改訂年月日	改訂内容
25	2023年10月20日	審査会合資料として提示 (2) 基準津波の策定 通し No. 5「日本海東縁部の地震による津波評価の水位低下時間に着目した水位降下側のパラメータスタディ結果」 ・通し No. 7「日本海東縁部に想定される地震による津波と陸上地すべりによる津波の組合せの評価結果」の作業方針変更に伴い、作業方針および作業状況を更新し、ステイタスを説明済みから検討中に修正 (3) 火山影響評価①立地評価および②影響評価 通し No. 12「発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出」 ・10/6 審査会合において当社から説明済みであることを表示 立地評価（通し No. 13）、影響評価（通し No. 14, 15）の作業状況を更新
26	2023年10月31日	審査会合資料として提示 (6) プラント側審査の論点 通し No. 21「耐震・耐津波設計」の作業状況を更新
27	2023年11月17日	審査会合資料として提示 (2) 基準津波の策定②基準津波の策定 通し No. 7「日本海東縁部に想定される地震による津波と陸上地すべりによる津波の組合せの評価結果」の用語の見直しおよび作業状況の更新 通し No. 8「基準津波定義位置での時刻歴波形」の用語の見直し (6) プラント側審査の論点 通し No. 21「耐震・耐津波設計」の作業方針および作業状況を更新 通し No. 23「耐震・耐津波設計以外の審査項目」の作業状況を更新
28	2023年12月7日	審査会合資料として提示 (1) 基準地震動の策定②基準地震動の策定および③基準地震動の年超過確率 通し No. 3「基準地震動の年超過確率」 ・11/17 審査会合において当社から説明済みであることを表示 (2) 基準津波の策定②基準津波の策定 通し No. 8「基準津波定義位置での時刻歴波形」の作業方針を更新 (3) 火山影響評価 立地評価（通し No. 13）、影響評価（通し No. 14, 15）および火山モニタリング（通し No. 16）の作業状況を更新 (6) プラント側審査の論点 通し No. 21「耐震・耐津波設計」の作業状況を更新
29	2024年1月19日	審査会合資料として提示 まえがき クリティカルパスの終期の変更等について更新 (2) 基準津波の策定①地震による津波 通し No. 5「日本海東縁部の地震による津波評価の水位低下時間に着目した水位降下側のパラメータスタディ結果」 ・12/8 審査会合において当社から説明済みであることを表示 (2) 基準津波の策定②基準津波の策定 通し No. 7「日本海東縁部に想定される地震による津波と陸上地すべりによる津波の組合せの評価結果」から通し No. 7「茶津入構トンネル及びアクセスルートトンネル設置に伴う基準津波への影響評価」を区別化 通し No. 8「基準津波定義位置での時刻歴波形」の作業方針を更新 通し No. 9「基準津波による遡上津波高さと比較する津波堆積物等の整理結果」の作業方針および作業状況を更新 (6) プラント側審査の論点 通し No. 21「耐震・耐津波設計」クリティカルパスの終期の変更等について作業状況を更新 通し No. 23「耐震・耐津波設計以外の審査項目」クリティカルパスの終期の変更等について作業状況を更新
30	2024年2月1日	審査会合資料として提示 改訂なし
31	2024年2月16日	審査会合資料として提示 (2) 基準津波の策定②基準津波の策定 通し No. 7「茶津入構トンネル及びアクセスルートトンネル設置に伴う津波の流入の有無」の作業方針の記載適正化 通し No. 8「基準津波定義位置での時刻歴波形」の作業方針の記載適正化 (4) 地盤・斜面の安定性 通し No. 18「新設防潮堤に関係しない断面の評価結果」の作業状況を更新 (6) プラント側審査の論点 通し No. 21「耐震・耐津波設計」の作業方針の記載適正化 通し No. 22「防潮堤」の作業状況の記載適正化

改訂番号	改訂年月日	改訂内容
3 2	2024 年 2 月 29 日	審査会合資料として提示 (4) 地盤・斜面の安定性 標題の記載適正化。 (6) プラント側審査の論点 通し No. 21 「耐震・耐津波設計」の作業方針および作業状況の更新
3 3	2024 年 3 月 22 日	審査会合資料として提示 まえがき クリティカルパスの終期の変更等について更新および過去実績を削除 (2) 基準津波の策定①地震による津波 通し No. 6 「積丹半島北西沖に地震断層として想定することとした断層による津波評価」の作業状況を更新 (2) 基準津波の策定②基準津波の策定 通し No. 7 「茶津入構トンネル及びアクセスルートトンネル設置に伴う津波の流入の有無」の作業方針の記載適正化および作業状況を更新 通し No. 8 「基準津波定義位置での時刻歴波形」の作業状況を更新 通し No. 9 「基準津波による遡上津波高さと比較する津波堆積物等の整理結果」の作業状況を更新 通し No. 10 「基準津波による砂移動評価に伴う取水性の確保」の作業状況を更新 (3) 火山影響評価①立地評価 通し No. 13 「巨大噴火の可能性評価」 ・2/16 審査会合結果を踏まえて作業状況を更新 (6) プラント側審査の論点 通し No. 21 「耐震・耐津波設計方針」 ・作業方針およびクリティカルパスの終期の変更等について作業状況を更新 ・耐震設計方針は 2/29 審査会合において当社から説明済みであることを表示 通し No. 22 「防潮堤」 ・作業状況を更新 ・防潮堤の設計方針・構造成立性評価は 2/1 審査会合において当社から説明済みであることを表示 通し No. 23 「耐震・耐津波設計以外の審査項目」の作業状況を更新
3 4	2024 年 4 月 18 日	審査会合資料として提示 (2) 基準津波の策定②基準津波の策定 通し No. 7 「日本海東縁部に想定される地震による津波と陸上地すべりによる津波の組合せの評価結果」 ・3/22 審査会合において当社から説明済みであることを表示 通し No. 7 「茶津入構トンネル及びアクセスルートトンネル設置に伴う津波の流入の有無」 ・3/22 審査会合において当社から説明済みであることを表示 通し No. 8 「基準津波定義位置での時刻歴波形」の作業方針を記載適正化 (4) 地盤・斜面の安定性 通し No. 18 「新設防潮堤に関係しない断面の評価結果」の作業状況を更新 (6) プラント側審査の論点 通し No. 21 「耐震・耐津波設計方針」の作業状況を更新 通し No. 23 「耐震・耐津波設計以外の審査項目」の作業状況を更新
3 5	2024 年 5 月 23 日	審査会合資料として提示 (3) 火山影響評価 立地評価（通し No. 13）および影響評価（通し No. 14, 15）について残されている論点を記載適正化および作業状況を更新 (6) プラント側審査の論点 通し No. 23 「耐震・耐津波設計以外の審査項目」の作業状況を更新
3 6	2024 年 6 月 11 日	審査会合資料として提示 (2) 基準津波の策定②基準津波の策定および③基準津波の年超過確率 通し No. 10 「基準津波による砂移動評価に伴う取水性の確保」の作業状況を更新 通し No. 11 「基準津波の年超過確率」の作業状況を更新
3 7	2024 年 6 月 27 日	審査会合資料として提示 (2) 基準津波の策定①地震による津波 通し No. 6 「積丹半島北西沖に地震断層として想定することとした断層による津波評価」の作業方針および作業状況を更新 (6) プラント側審査の論点 通し No. 21 「耐震・耐津波設計方針」の作業状況を更新 通し No. 23 「耐震・耐津波設計以外の審査項目」の作業状況を更新

残されている審査上の論点に対する作業スケジュール

改 訂 来 歴

改訂番号	改 訂 年 月 日	改 訂 内 容
0	2022 年 3 月 31 日	第 1037 回審査会合で資料 2－3 として提示
1	2022 年 5 月 13 日	審査会合資料として提示 基準津波の策定のうち地震による津波 通し No. 4「日本海東縁部の地震による津波評価において設定した波源領域の妥当性」および通し No. 5「日本海東縁部の地震による津波評価の水位低下時間に着目した水位降下側のパラメータスタディ結果」 ・改正資料の提出時期を 5 月中旬⇒6 月中旬に変更したことにより、説明期間を変更した。 ・上記に伴い、「基準津波の策定」関係タスクを 1 ヶ月スライドした。 火山影響評価のうち立地評価 通し No. 12「発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出」および通し No. 13「巨大噴火の可能性評価」 ・資料提出時期を 4 月上旬⇒6 月上旬に変更した。 ・上記に伴い、「影響評価」「火山モニタリング」関係タスクを 2 ヶ月スライドした。 プラント側審査の主要な説明項目のうち耐震・耐津波設計方針以外 ・通し No. 15「敷地における降下火砕物の層厚評価」の後工程として、「DB 6 条（火山）」を追加した。
2	2022 年 5 月 27 日	審査会合資料として提示 基準地震動の策定のうち震源を特定せず策定する地震動 通し No. 1「標準応答スペクトルを考慮した地震動評価の妥当性」 ・「観測位相による地震動の検討」に必要な期間を踏まえ、資料再提出時期を 6 月下旬とし関係タスクをスライドした。 基準津波の策定のうち地震による津波 通し No. 4「日本海東縁部の地震による津波評価において設定した波源領域の妥当性」および通し No. 5「日本海東縁部の地震による津波評価の水位低下時間に着目した水位降下側のパラメータスタディ結果」 ・5/18 ヒアリングを踏まえて審査会合希望時期を 6 月中旬⇒5 月下旬に変更したことにより、説明期間を変更した。 後段のスケジュールのうち基準地震動の策定期限の影響を受ける審査項目等について「検討中」とした。
3	2022 年 6 月 23 日	審査会合資料として提示 記載方針 残されている論点およびスケジュールの更新を行う際の表示方針を追記 基準津波の策定のうち地震による津波 通し No. 4「日本海東縁部の地震による津波評価において設定した波源領域の妥当性」および通し No. 5「日本海東縁部の地震による津波評価の水位低下時間に着目した水位降下側のパラメータスタディ結果」 ・5/27 審査会合において当社から説明済みであることを表示した。 耐震・耐津波設計方針 通し No. 21「耐震・耐津波設計」および通し No. 22「防潮堤」 ・前段の審査期間等を変更した影響について「検討中」としていた作業状況を更新した。
4	2022 年 7 月 1 日	審査会合資料として提示 基準津波の策定のうち地震による津波 通し No. 6「積丹半島北西沖に地震断層として想定することとした断層による津波評価」

改訂番号	改 訂 年 月 日	改 訂 内 容
		・基準津波の策定に係る検討方針説明時期を追加し、検討結果の資料提出時期を8月上旬⇒7月上旬とした。 基準津波の策定のうち基準津波の策定 通し No.7「日本海東縁部に想定される地震による津波と陸上地すべりによる津波の組合せの評価結果」、通し No.8「基準津波定義位置での時刻歴波形」および通し No.9「基準津波による遡上津波高さと比較する津波堆積物等の整理結果」 ・基準津波の策定に係る検討方針説明時期を追加した。 火山影響評価 火山影響評価については、審査が先行している他電力殿に、資料レビュー等のご協力を頂くことにより、更に資料の精査を行う予定であり、資料提出時期および審査会合希望時期を以下のとおり変更した。 ・「立地評価」（通し No.12、13）の資料提出時期を6月上旬⇒8月上旬、審査会合希望時期を7月上旬⇒9月上旬 ・上記に伴い、「影響評価」（通し No.14、15）および「火山モニタリング」（通し No.16、17）の資料提出時期を7月下旬⇒10月上旬、審査会合希望時期を9月上旬⇒12月上旬 地盤斜面の安定性 ・前段の審査期間等を変更した影響について「検討中」としていた作業状況を更新した。
5	2022 年 7 月 28 日	審査会合資料として提示 プラント側審査の主要な説明項目 通し No.21「耐震・耐津波設計」 ・「地下水位の設定」について2回目の資料提出～審査会合を削除。 ・「地盤の液状化影響評価」について資料提出時期を見直し。 ・クリティカルパスを構成する「耐津波設計方針」の解析の再整理。 ・論点に対する指摘事項の回答期間を追記。 ・上記追加に伴い、クリティカルパスを構成する解析の短縮に取り組んでいる旨記載。 ・説明時期を平準化した。 通し No.22「防潮堤」 ・審査の進捗を踏まえ、資料提出および審査会合希望時期を追加。 ・上記追加に伴い、作業内容の詳細化および検討期間の再整理。 通し No.23「耐震・耐津波設計方針以外」 ・前段の審査期間等を変更した影響について「検討中」としていた作業スケジュールを詳細化したうえで更新した。
6	2022 年 8 月 5 日	審査会合資料として提示 基準津波の策定 基準津波の策定については、通し No.7「日本海東縁部に想定される地震による津波と陸上地すべりによる津波の組合せの評価結果」が耐津波設計方針の検討工程に影響を及ぼす項目であることに鑑み、優先的に進めることとしたため、資料提出時期および審査会合希望時期を以下のとおり変更した。 通し No.6「積丹半島北西沖に地震断層として想定することとした断層による津波評価」 ・作業内容を更新し、検討結果の資料提出時期を7月上旬⇒9月下旬とした。 通し No.8「基準津波定義位置での時刻歴波形」および通し No.9「基準津波による遡上津波高さと比較する津波堆積物等の整理結果」 ・検討結果の資料提出時期を8月上旬⇒9月下旬とした。 通し No.10「基準津波による砂移動評価に伴う取水性の確保」および通し No.11「年超過確率の参照」 ・資料提出時期を9月下旬⇒11月中旬とした。 基準津波の策定 通し No.4「日本海東縁部の地震による津波評価において設定した波源領域の妥当性」および通し No.5「日本海東縁部の地震による津波評価の水位低下時間に着目した水位降下側のパラメータスタディ結果」 ・通し No.6「積丹半島北西沖に地震断層として想定することとした断層による津波評価」、通し No.7「日本海東縁部に想定される地震による津波と陸上地すべりによる津波の組合せの評価結果」及び通し No.11「年超過確率の参照」との作業の関連性がわかるよう追記した。

改訂番号	改訂年月日	改訂内容
		通し No.6「積丹半島北西沖に地震断層として想定することとした断層による津波評価」 ・通し No.11「年超過確率の参照」との作業の関連性がわかるよう追記した。 通し No.7「日本海東縁部に想定される地震による津波と陸上地すべりによる津波の組合せの評価結果」 ・通し No.8「基準津波定義位置での時刻歴波形」、通し No.9「基準津波による遡上津波高さと比較する津波堆積物等の整理結果」、通し No.10「基準津波による砂移動評価に伴う取水性の確保」及び通し No.11「年超過確率の参照」との作業の関連性がわかるよう追記した。 ・入構トンネル等において、波源を確認する旨を計画として示した。 敷地の地質・地質構造 火山影響評価の審査期間を変更したことに伴い、通し No.20「敷地及び敷地周辺の地質層序」の資料作成の開始時期を見直した。
7	2022年9月29日	審査会合資料として提示 全般 日付間隔を「旬」から「週」単位に変更 プラント側審査の主要な説明項目 通し No.21「耐津波設計方針」 ・入力津波の解析工程については、茶津入構トンネル等における波源の選定に係る指摘事項を踏まえて工程検討中の旨を吹き出しで記載 ・「入力津波解析（平面二次元解析）」について、事業者の作業実態に合わせて、作業開始時期を変更した。 ・「耐津波設計方針」について、資料提出を10月下旬⇒11/7週、審査会合希望時期を2023年1月中旬⇒1/30週とし、その後の全体方針に係る検討および資料作成の期間を変更 ・「取水性への影響評価」について、審査会合希望時期を11月下旬⇒12/5週 通し No.22「防潮堤」 ・「防潮堤の設計方針・構造成立性評価」について、審査会合希望時期を10月中旬⇒10/31週および資料提出を10月下旬⇒11/14週 ・入構トンネル等において、波源を確認する旨を計画として示した。 通し No.23「耐震・耐津波設計方針以外」 ・「地震 PRA」および「津波 PRA」について、審査会合希望時期を2023年5月上旬⇒5/15週、その後の資料作成の期間を変更
8	2022年10月21日	審査会合資料として提示 全般 日付間隔を「旬」から「週」単位に変更 基準地震動の策定のうち震源を特定せず策定する地震動 通し No.1「標準応答スペクトルを考慮した地震動評価の妥当性」 ・まとめ資料に係る説明について、8/29週に資料提出、10/17週に審査会合希望時期およびその間に説明期間を追加した。 通し No.2「策定した基準地震動の妥当性」 ・資料提出時期を8月中旬⇒8/29週、審査会合希望時期を9月下旬⇒10/17週とした。 通し No.3「年超過確率の参照」 ・上記資料提出を8月中旬⇒8/29週としたことに伴い、資料作成の開始時期を見直した。 ・資料提出時期を10月上旬⇒10/24週、審査会合希望時期を11月中旬⇒12/5週とした。 基準津波の策定のうち地震による津波 通し No.6「積丹半島北西沖に地震断層として想定することとした断層による津波評価」、通し No.8「基準津波定義位置での時刻歴波形」および通し No.9「基準津波による遡上津波高さと比較する津波堆積物等の整理結果」 ・検討結果の資料提出時期を9月下旬⇒12/26週、審査会合希望時期を11月上旬⇒1/30週とした。 基準津波の策定のうち基準津波の策定 通し No.7「日本海東縁部に想定される地震による津波と陸上地すべりによる津波の組合せの評価結果」 ・検討結果の審査会合希望時期を9月中旬⇒12/19週とし、中間報告のスケジュール

改訂番号	改訂年月日	改訂内容
		ルを追加した。 ・クリティカルパス（管路解析にかかわる事項）の始点を、事業者の作業実態に合わせて、変更前は審査会合からとしていたものを、変更後では資料作成からとした。 通し No. 7' 「茶津入構トンネル及び SA アクセスルートトンネル設置に伴う基準津波への影響評価 ・内容、作業項目および作業スケジュールを追加。 通し No. 10 「基準津波による砂移動評価に伴う取水性の確保」 および通し No. 11 「年超過確率の参照」 ・資料提出時期を 11 月中旬⇒2/13 週、審査会合希望時期を 12 月下旬⇒3/27 週とした。 火山影響評価 「立地評価」（通し No. 12、13） ・審査会合希望時期を 9 月上旬⇒11/21 週とした。 「影響評価」（通し No. 14、15）および「火山モニタリング」（通し No. 16、17） ・資料提出時期を 10 月上旬⇒12/19 週、審査会合希望時期を 12 月上旬⇒2/13 週とした。 ・通し No. 23 「火山灰層厚及び粒径の再評価結果の反映（第 6 条）」への関連線の始点を通し No. 14 から通し No. 15 に訂正した。 敷地の地質・地質構造 火山影響評価の審査時期を変更したことに伴い、通し No. 20 「敷地及び敷地周辺の地質層序」の資料作成の開始時期を見直した。
9	2022 年 11 月 1 日	審査会合資料として提示 全般 ページ跨ぎの関連線について、ページ間でつながりが分かるように記号を付した。それぞれの記号に対する関連線の始点を※4 で記載した。 基準地震動の策定のうち震源を特定せず策定する地震動 通し No. 2 「策定した基準地震動の妥当性」 ・審査会合結果を踏まえてスケジュール検討中の旨等を記載した。 基準津波の策定のうち基準津波の策定 通し No. 7 「日本海東縁部に想定される地震による津波と陸上地すべりによる津波の組合せの評価結果」 ・工程影響に係る吹き出しを追加した。 プラント側審査の主要な説明項目 通し No. 21 「耐津波設計方針」 ・「入力津波解析（平面二次元解析）」について、基準津波の決定に先立ち先行して解析準備を実施している旨等を吹き出しで記載した。また、「追加検討分」のスケジュールおよびその説明を追加した。加えて、通し No. 7' 「茶津入構トンネル及び SA アクセスルートトンネル設置に伴う基準津波への影響評価」の審査会合を始点とした関連線を追加した。 ・「津波の流向・流速評価及び漂流物解析」について、「追加検討分」のスケジュールおよびその説明を追加した。 ・「耐津波設計方針」について、12/5 週に審査会合希望時期を追加した。また、説明概要を吹き出しで記載し、説明期間が延びることによってクリティカルパスに影響を与える可能性がある旨吹き出しで記載した。 通し No. 22 「防潮堤」 ・「防潮堤への波及的影響」について、スケジュール（8/15 週：資料提出、10/31 週：審査会合希望時期）および吹き出しを追加した。 通し No. 23 「耐震・耐津波設計方針以外」 ・「防潮堤への波及的影響」について、「平面線形形状」に係るスケジュール（8/15 週：資料提出、10/31 週：審査会合希望時期）および吹き出しを追加した。 通し No. 23 「耐震・耐津波設計方針以外」 ・「審査会合を要すると想定している項目」を「主要な説明項目と想定しているもの」と記載変更した。 ・「内部溢水(第 9 条)」のうち「区画面積等の評価条件最新化」に係る資料提出時期を 11/21 週⇒1/30 週、審査会合希望時期を 1/23 週⇒3/27 週とし、また、「スロッシング評価」に係る資料提出時期を 5/8 週⇒5/29 週、審査会合希望時期を 7/3 週⇒7/24 週とした。

改訂番号	改訂年月日	改訂内容
		・「共通（1.0.2（保管アクセス）（1.0/第43条）アクセスルートに係る事項）」について、「地震による影響評価（周辺構造物の耐震性評価，周辺斜面の安定性評価，地盤の液状化評価）」に係る資料提出時期を 3/27 週⇒4/24 週、審査会合希望時期を 5/29 週⇒6/26 週とした。 ・「津波 PRA」について、作業内容を「敷地内浸水解析、PRA 評価」に変更した。また、クリティカル工程に対する見込みを記載した吹き出しを追加した。加えて、資料作成および説明期間を見直した。 ・DB，バックフィット案件のうち「審査会合も含めた審査期間」を記載した項目に対する吹き出しの記載を変更した。 ・「審査会合を要しないと想定している項目」を「条文単位での説明を想定しているもの」と記載変更した。 ・「条文単位での説明を想定しているもの」のうち「グループ1」について、10/24 週に審査会合希望時期を設定。 ・「条文単位での説明を想定しているもの」に対する吹き出しの記載を変更した。 ・グループ1～4について、追而の有無を※2に追記した。
10	2022年12月6日	審査会合資料として提示 全般 ページ跨ぎの関連線について、ページ間紙面に直接記載することにより※4の記載を削除した。 凡例の「審査期間」について、「ヒアリングでの事実確認を踏まえた資料修正期間を含む」旨を追記した。 基準地震動の策定のうち基準地震動の策定 通し No. 2「策定した基準地震動の妥当性」 ・11/28 週に資料提出、1/16 週に審査会合希望時期およびその間に説明期間を追加した。また、タスクの関連線の始点を資料提出からするもの、審査会合からとするものに分けた。 通し No. 3「年超過確率の参照」 ・資料提出時期を 10/24 週⇒1/23 週、審査会合希望時期を 12/5 週⇒3/6 週とした。 基準津波の策定のうち基準津波の策定 通し No. 7「日本海東縁部に想定される地震による津波と陸上地すべりによる津波の組合せの評価結果」 ・検討結果について記載していた「説明期間」を分割したうえで、検討および資料作成期間を追加した。また、資料提出について吹き出しを追加した。 通し No. 7'「茶津入構トンネル及び SA アクセスルートトンネル設置に伴う基準津波への影響評価」 ・吹き出しの記載を適正化した。 ・審査会合結果を踏まえてスケジュール検討中の旨等を記載した。 火山影響評価 「立地評価」（通し No. 12、13） ・10/24 週に資料提出実績を追加 ・12/5 週に資料提出を追加。審査会合希望時期を 11/21 週⇒12/19 週とした。 「影響評価」（通し No. 14、15）および「火山モニタリング」（通し No. 16、17） ・資料提出時期を 12/19 週⇒1/16 週、審査会合希望時期を 2/13 週⇒3/13 週とした。 地盤斜面の安定性 通し No. 18「新設防潮堤に関係しない断面の評価結果」 ・資料提出時期を 11/28 週⇒3/27 週、審査会合希望時期を 1/16 週⇒5/15 週とした。 通し No. 19「新設防潮堤の形状・構造を踏まえた新設防潮堤を含む断面の評価結果」 ・工程影響に係る吹き出しを追加した。 プラント側審査の主要な説明項目 通し No. 21「耐震設計方針」 ・資料提出時期を 12/12 週⇒2/13 週、審査会合希望時期を 1/30 週⇒4/24 週とした。 通し No. 21「耐津波設計方針」 ・「耐津波設計方針」について、説明期間に対して「クリティカルパスに影響を

改訂番号	改訂年月日	改訂内容
		与える可能性がある”旨を記載した吹き出しを修文した。 通し No. 22「防潮堤」 ・工程影響に係る吹き出しを追加した。 ・資料提出時期を 11/14 週⇒11/21 週とした。 通し No. 23「耐震・耐津波設計方針以外」 ・「内部溢水(第 9 条)」のうち「区画面積等の評価条件最新化」、「スロッシング評価」、「タービン建屋の溢水影響評価」に係るスケジュールを削除した。 ・「共通 (1.0.2(保管アクセス)(1.0/第 43 条)アクセスルートに係る事項)」について、資料提出時期を 4/24 週⇒5/22 週、審査会合希望時期を 6/26 週⇒7/24 週とした。また「資料作成」に係る記載を具体化した。さらに工程影響に係る吹き出しを追加した。 ・「地震 PRA」について、説明スケジュールを修正した。また「資料作成」に係る記載を具体化した。 ・「津波 PRA」について、説明スケジュールを修正した。また「資料作成」に係る記載を具体化した。 ・「火山灰層厚及び粒径の再評価結果の反映(第 6 条)」について資料提出時期および説明開始可能時期を 3/6 週⇒3/20 週とした。 ・バックフィット案件「火災感知器の設置要件の明確化に係る対応(第 8 条)」について、「資料提出」、「説明開始可能時期」、「説明終了目標時期」を変更した。 ・「審査会合も含めた審査期間」に記載している吹き出しを修文した。 ・「条文単位での説明を想定しているもの」について、「説明開始可能時期」および「説明終了目標時期」を設定し、「審査会合も含めた審査期間」を記載した。 ・「バックフィット案件」について、審査スケジュールに係る事項を※1に追記した。 ・「条文単位での説明を想定しているもの」について、ハザード側の審議によらない追而の解消時期を※2に追記した。また、「追而なし」の記載を削除した。
11	2023 年 1 月 20 日	審査会合資料として提示 全般 凡例に「改訂前のスケジュールで示していた「☆」または「E」からの変更状況」を追加した。 作業スケジュールの作成の考え方の【基本方針】に「スケジュールに薄い青色の網かけで示した箇所は、検討中の箇所を示す。」を記載した。 基準地震動の策定のうち基準地震動の策定 通し No. 2「策定した基準地震動の妥当性」 ・審査会合希望時期を 1/16 週⇒2/6 週とした。 通し No. 3「年超過確率の参照」 ・資料提出時期を 1/23 週⇒2/20 週、審査会合希望時期を 3/6 週⇒4/3 週とした。 基準津波の策定のうち地震による津波 通し No. 6「積丹半島北西沖に地震断層として想定することとした断層による津波評価」 ・作業スケジュールを検討中とした。 基準津波の策定のうち基準津波の策定 通し No. 7「日本海東縁部に想定される地震による津波と陸上地すべりによる津波の組合せの評価結果」 ・スケジュール検討中の旨を削除し、検討結果の資料提出時期を 11/14 週⇒12/19 週、審査会合希望時期を 12/19 週⇒3/6 週とした。 通し No. 7「茶津入構トンネル及び SA アクセスルートトンネル設置に伴う基準津波への影響評価」、通し No. 8「基準津波定義位置での時刻歴波形」、通し No. 9「基準津波による遡上津波高さと比較する津波堆積物等の整理結果」および通し No. 10「基準津波による砂移動評価に伴う取水性の確保」 ・作業スケジュールを検討中とした。 基準津波の策定のうち基準津波の年超過確率 通し No. 11「年超過確率の参照」 ・作業スケジュールを検討中とした。 火山影響評価 「立地評価」(通し No. 12、13) ・審査会合希望時期を 12/19 週⇒1/16 週とした。

改訂番号	改訂年月日	改訂内容
		「影響評価」（通し No. 14、15）および「火山モニタリング」（通し No. 16、17） ・資料提出時期を 1/16 週⇒2/13 週、審査会合希望時期を 3/13 週⇒4/10 週とした。 ・通し No. 23 「火山灰層厚及び粒径の再評価結果の反映（第 6 条）」への関連線を削除した。 プラント側審査の主要な説明項目 通し No. 21 「耐震設計方針」 ・「内容」欄を適正化した。（「地下水位の設定」⇒「地下水位の設定方針」、 「地盤の液状化影響評価」⇒「地盤の液状化の評価方針」） ・「地盤の液状化の評価方針」に係る「検討期間」の記載を適正化した。（「液状化試験妥当性確認」⇒「液状化強度試験妥当性確認」）また、作業スケジュールを追加した。（資料作成：「試料採取位置の代表性・網羅性検討」および「追加地震動に対する液状化強度試験妥当性確認資料の作成」の追加、検討期間：「追加地震動に対する液状化強度試験妥当性確認資料の作成」の追加、資料提出時期を 7/18 週、審査会合希望時期を 9/11 週、その間に説明期間を設定） ・「既工認との手法の整理（耐震設計方針含む）」に係る作業スケジュールを変更した。（資料提出を 2/6 週⇒3/6 週、4/10 週⇒5/15 週、6/19 週⇒7/18 週、審査会合希望時期を 3/27 週⇒4/24 週、5/29 週⇒7/3 週、8/21 週⇒9/11 週） 通し No. 21 「耐津波設計方針」 ・「耐津波設計に係る解析工程」の検討期間の記載について、「入力津波解析（平面二次元解析）」を「解析モデル作成・入力津波解析（平面二次元解析）」とした。また、作業スケジュールを検討中とした。 ・「耐津波設計方針」に係る作業スケジュールを検討中とした。 ・「取水性への影響評価」に係る作業スケジュールを追加した。（資料提出を 1/16 週、審査会合希望時期を 3/13 週として追加）また、その後の作業スケジュールを検討中とした。 ・「取放水路からの流入防止」に係る「内容」欄に「（流路縮小工・逆流防止設備）」を追記した。また、作業スケジュールを変更した。（「取放水路からの流入防止に係る方針」を「概要・許認可対応方針」、「設備設計方針」に分け、資料提出時期を 12/12 週に審査会合希望時期を 1/30 週に追加。）さらに、その後の作業スケジュールを検討中とした。加えて、「入力津波（管路解析）」への関連線の追加、吹き出しでクリティカルパスに影響を与える可能性について記載した。 ・「防潮堤」のスケジュールに係る吹き出しを修文した。 通し No. 23 「耐震・耐津波設計方針以外」 ・「共通（1.0.2(保管アクセス)(1.0/第 43 条)アクセスルートに係る事項）」に係る作業スケジュールとして、「地震による影響評価方針（斜面の安定性評価）」について追加した。（資料提出：3/6 週、審査会合希望時期：5/8 週） ・「地震 PRA」に係る作業スケジュールを変更した。（審査会合希望時期を 5/8 週⇒3/27 週、審査会合希望時期を 8/14 週⇒8/7 週） ・「津波 PRA」に係る作業スケジュールを変更した。（審査会合希望時期を 4/24 週⇒3/27 週）また、作業スケジュールを検討中とした。加えて、※3に係る記載を修文した。 ・「火山灰層厚及び粒径の再評価結果の反映（第 6 条）」について資料提出および説明開始可能時期を 3/20 週⇒12/5 週、説明終了目標時期を 8/28 週⇒5/22 週とし、ハザード側との関連について吹き出しを追加した。 ・「防潮堤変更に伴うモニタリングポストへの影響（第 31 条）」について説明終了目標時期を 3/27 週⇒5/22 週とした。 ・「バックフィット案件」について説明終了目標時期を 3/27 週⇒5/22 週とし、その後に指摘事項回答期間を想定した。合わせて、その旨の吹き出しを追加した。 ・「条文単位での説明を想定しているもの」について、審査会合希望時期を追加した。（12/5 週、1/23 週、1/30 週、2/27 週、3/13 週、3/27 週、4/24 週、5/8 週、5/22 週）また、説明終了目標時期を 3/27 週⇒5/22 週とし、その後に指摘事項回答期間を想定した。合わせて、その旨の吹き出しを追加した。 ・※2に記載した追而状況を更新した。（14 条、16 条、34 条、1.18/61 条）
1 2	2023 年 2 月 2 日	審査会合資料として提示 火山影響評価 「立地評価」（通し No. 12、13）、「影響評価」（通し No. 14、15）および「火山モニタリング」（通し No. 16、17）

改訂番号	改 訂 年 月 日	改 訂 内 容
		・作業スケジュールを検討中とした。 プラント側審査の主要な説明項目 ・※2に記載した迫り状況を更新した。(33 条、6 条竜巻、外部火災、26 条、37 条 炉心 全交流動力電源喪失、原子炉補機冷却機能喪失、CV 過温破損、FCI、停止時 崩壊熱除熱機能喪失、全交流動力電源喪失、43 条、1.4/47 条、1.5/48 条、1.6/49 条、1.9/52 条、1.12/55 条、1.14/57 条)
1 3	2023 年 2 月 24 日	審査会合資料として提示 全般 ・「検討中」としていた薄い青色の網かけをすべて削除した。 ・クリティカルパス（管路解析にかかわる事項）およびクリティカルパス（防潮堤構造成立性にかかわる事項）を変更した。 基準地震動の策定のうち基準地震動の策定 通し No.2「策定した基準地震動の妥当性」 ・審査会合希望時期を 2/6 週⇒2/20 週とした。 ・「☆」を始点とした、通し No.21「耐震設計方針」への関連線を追加した。 通し No.3「年超過確率の参照」 ・資料提出時期を 2/20 週⇒3/6 週、審査会合希望時期を 4/3 週⇒4/17 週とした。 基準津波の策定のうち地震による津波 通し No.6「積丹半島北西沖に地震断層として想定することとした断層による津波評価」 ・検討結果の資料提出時期を 12/26 週⇒7/10 週、審査会合希望時期を 1/30 週⇒8/14 週とした。 基準津波の策定のうち基準津波の策定 通し No.7「日本海東縁部に想定される地震による津波と陸上地すべりによる津波の組合せの評価結果」 ・4/10 週に資料提出、6/5 週に審査会合希望時期およびその間に説明期間を追加し、吹き出しを記載した。また、12/19 週の資料提出に対する吹き出しを削除した。 通し No.7'「茶津入構トンネル及び SA アクセスルートトンネル設置に伴う基準津波への影響評価」 ・検討結果の資料提出時期を 2/13 週⇒7/10 週、審査会合希望時期を 3/27 週⇒8/14 週とした。 ・通し No.21「耐津波設計方針に係る解析工程」への関連線の始点を「☆」⇒「▽」とした。 通し No.8「基準津波定義位置での時刻歴波形」および通し No.9「基準津波による遡上津波高さと比較する津波堆積物等の整理結果」 ・検討結果の資料提出時期を 12/26 週⇒7/10 週、審査会合希望時期を 1/30 週⇒8/14 週とした。 通し No.10「基準津波による砂移動評価に伴う取水性の確保」 ・資料提出時期を 2/13 週⇒9/19 週、審査会合希望時期を 3/27 週⇒10/30 週とした。 基準津波の策定のうち基準津波の年超過確率 通し No.11「年超過確率の参照」 ・資料提出時期を 2/13 週⇒9/19 週、審査会合希望時期を 3/27 週⇒10/30 週とした。 火山影響評価 「立地評価」（通し No.12、13） ・4/17 週に資料提出、6/12 週に審査会合希望時期およびその間に説明期間を追加した。また、資料提出までの期間に「検討」「資料作成」を追加。 「影響評価」（通し No.14、15）および「火山モニタリング」（通し No.16、17） ・資料提出時期を 2/13 週⇒6/26 週、審査会合希望時期を 4/10 週⇒8/21 週とした。また、9/19 週に資料提出、11/6 週に審査会合希望時期およびその間に説明期間を追加し、吹き出しを記載した。 地盤斜面の安定性 通し No.19「新設防潮堤の形状・構造を踏まえた新設防潮堤を含む断面の評価結果」 ・資料提出時期を 6/26 週⇒10/16 週、審査会合希望時期を 8/7 週⇒11/27 週とした。 敷地の地質・地質構造

改訂番号	改訂年月日	改訂内容
		通し No. 20 「敷地及び敷地周辺の地質層序」 ・資料作成の開始時期を見直した。 プラント側審査の主要な説明項目 通し No. 21 「耐震設計方針」 ・「地盤の液状化の評価方針」に係る資料提出時期を 7/18 週⇒7/31 週、審査会合希望時期を 9/11 週⇒9/25 週とした。 ・「既工認との手法の整理（耐震設計方針含む）」に係る資料提出時期を 3/6 週⇒3/20 週、5/15 週⇒5/29 週、7/18 週⇒7/31 週、審査会合希望時期を 4/24 週⇒5/22 週、7/3 週⇒7/18 週、9/11 週⇒9/25 週とした。 ・工程変更の理由を吹き出しで記載した。 通し No. 21 「耐津波設計方針」 ・「耐津波設計方針に係る解析工程」を見直し、説明スケジュールおよび吹き出しを追加・更新した。また、指摘事項が残った場合の説明期間を記載した。 ・「取放水路からの流入防止」について「入力津波解析（管路解析）」への関連線を追加した。 ・クリティカルパスを示す 12/18 週の線に対する矢印の工程短縮に係る補足説明を更新した。 通し No. 22 「防潮堤」 ・検討期間の「構造成立性評価」を「構造成立性評価（解析・評価）」とした（かっこ書きを追加）。「止水目地の成立性（試験結果を含む）」を「止水目地の成立性（アンカーボルトの性能試験、解析・評価）」とした（かっこ書きを実態に合わせ変更）。 ・「構造成立性評価」に係る資料提出時期を 4/10 週⇒7/31 週、審査会合希望時期を 6/19 週⇒10/10 週とした。また、基準地震動の工程変更に伴う影響に係る吹き出しを削除した。 通し No. 23 「耐震・耐津波設計方針以外」 ・「共通（1.0.2（保管アクセス）（1.0/第43条））アクセスルートに係る事項」について、資料提出時期を 7/31 週⇒10/23 週、審査会合希望時期を 5/8 週⇒5/22 週、9/25 週⇒12/18 週とし、吹き出しを追加した。 ・「地震 PRA」について、資料提出時期を 7/3 週⇒7/18 週、審査会合希望時期を 8/7 週⇒8/21 週とした。 ・「津波 PRA」について、※3に係る記載を修文した。また、最終評価結果に係る資料提出時期を 8/7 週⇒10/30 週、審査会合希望時期を 9/19 週⇒12/11 週とした。 ・「条文単位での説明を想定しているもの」について、審査会合希望時期を追加（4/10 週）および削除（5/8 週）した。 ・グループ 1～3 について、「3/27 週に、DB 条文を対象として資料一式提出」の旨を吹き出しで記載し「▽」を追加した。 ・※2に記載した追而状況を更新した。（8 条 内部火災、41 条 火災）
14	2023 年 3 月 16 日	審査会合資料として提示全般 【記載方針】の「検討中を示す網かけ」について記載を削除した。 基準地震動の策定のうち基準地震動の策定 通し No. 2 「策定した基準地震動の妥当性」 ・3/20 週に資料提出、4/24 週に審査会合希望時期およびその間に説明期間を追加した。 通し No. 3 「年超過確率の参照」 ・資料提出時期を 3/6 週⇒5/15 週、審査会合希望時期を 4/17 週⇒6/26 週とした。 基準津波の策定のうち基準津波の策定 通し No. 7 「日本海東縁部に想定される地震による津波と陸上地すべりによる津波の組合せの評価結果」 ・「波源が追加された場合はクリティカルパスに影響を与える可能性がある」旨の吹き出しの削除 ・3/6 週の審査会合希望時期に「調整中」の旨吹き出し追加。 火山影響評価のうち影響評価 通し No. 15 「敷地における降下火砕物の層厚評価」 ・通し No. 23 火山灰層厚及び粒径の再評価結果の反映（第 6 条）に係る関連線を追加した。 地盤斜面の安定性

改訂番号	改訂年月日	改訂内容
		通し No. 18「新設防潮堤に関係しない断面の評価結果」 - 資料提出時期を 3/27 週⇒5/29 週、審査会合希望時期を 5/15 週⇒7/18 週とした。 プラント側審査の主要な説明項目 通し No. 21「耐震設計方針」 - 基準地震動確定時期の見直しにより工程を変更した。 「地下水位の設定方針」および「地盤の液状化の評価方針」について、3 条側との差別化のため内容欄に「施設の耐震評価に用いる」を追加した。 通し No. 21「耐津波設計方針」 3 号炉放水ピット流路縮小工等に係る指摘事項回答のため、スケジュールを追加した。 - 内容欄「取放水路からの流入防止」のかっこ書きの中身を具体化した。 通し No. 22「防潮堤」 「アンカーボルト性能試験状況についてご説明する」旨を追記した。 通し No. 23「耐震・耐津波設計方針以外」 「共通（1.0.2（保管アクセス）（1.0/第 43 条））アクセスルートに係る事項」について、吹き出しを削除および修文した。 「地震 PRA」について、基準地震動確定時期の遅れにより工程を変更した。 「火山灰層厚及び粒径の再評価結果の反映（第 6 条）」について、通し No. 15「敷地における降下火砕物の層厚評価」の後工程に係る資料作成期間、検討期間および説明期間を設定し、ハザード側との関連について吹き出しを修文した。 - 内容欄「防潮堤変更に伴うモニタリングポストへの影響」について、対象条文中に「60 条」も追加した。 ※ 2 に記載した追而状況を更新した。
1 5	2023 年 3 月 24 日	審査会合資料として提示 全般 クリティカルパスをハザード側の「審査項目」で分類し、更新した。 基準津波の策定のうち基準津波の策定 通し No. 7「日本海東縁部に想定される地震による津波と陸上地すべりによる津波の組合せの評価結果」 - 審査会合希望時期を 3/6 週⇒3/20 週とした。 プラント側審査の主要な説明項目 通し No. 23「耐震・耐津波設計方針以外」 「内部溢水(第 9 条)」について、スケジュールを見直した。 ※ 2 に記載した追而状況を更新した。
1 6	2023 年 3 月 30 日	審査会合資料として提示 プラント側審査の主要な説明項目 通し No. 21「耐震設計方針」 - 説明スケジュールを見直した。 通し No. 23「耐震・耐津波設計方針以外」 「共通（1.0.2（保管アクセス）（1.0/第 43 条））アクセスルートに係る事項」について、資料提出時期を 5/22 週⇒6/5 週、審査会合希望時期を 7/24 週⇒8/7 週とした。 ※ 2 に記載した追而状況を更新した。
1 7	2023 年 4 月 13 日	審査会合資料として提示 プラント側審査の主要な説明項目 通し No. 23「耐震・耐津波設計方針以外」 「地震 PRA」に係る作業スケジュールを変更した。（審査会合希望時期を 10/23 週⇒10/30 週） 「津波 PRA」に係る作業スケジュールを変更した。（審査会合希望時期を 12/11 週⇒12/18 週） ※ 2 に記載した追而状況を更新した。
1 8	2023 年 4 月 27 日	審査会合資料として提示 基準津波の策定のうち基準津波の策定 通し No. 7「日本海東縁部に想定される地震による津波と陸上地すべりによる津波の組合せの評価結果」 - 資料提出時期を 4/10 週⇒5/15 週とした。 - 吹き出しで記載していた 2 回の審査会合を想定した旨を削除した。 基準津波の策定のうち基準津波の年超過確率 通し No. 11「年超過確率の参照」

改訂番号	改訂年月日	改訂内容
		・通し No. 23 「津波 PRA」に係る関連線を追加した。 プラント側審査の主要な説明項目 通し No. 21 「耐震設計方針」 ・吹き出しで記載していた工程変更の理由を削除した。 ・「既工認との手法の整理（耐震設計方針含む）」について、審査会合希望時期を 8/7 週⇒8/21 週とした。 通し No. 21 「耐津波設計方針」 ・説明スケジュールを見直した。 通し No. 23 「耐震・耐津波設計方針以外」 ・「共通（1.0.2（保管アクセス）（1.0/第 43 条））アクセスルートに係る事項」について、審査会合希望時期を 8/7 週⇒7/31 週とした。
19	2023 年 5 月 25 日	審査会合資料として提示 基準地震動の策定のうち基準地震動の策定 通し No. 2 「策定した基準地震動の妥当性」 ・4/28 審査会合後のスケジュールを追加した。 通し No. 3 「年超過確率の参照」 ・資料提出時期および審査会合希望時期を変更した。 基準津波の策定のうち地震による津波 通し No. 6 「積丹半島北西沖に地震断層として想定することとした断層による津波評価」 ・検討結果の資料提出時期および審査会合希望時期を変更した。 基準津波の策定のうち基準津波の策定 通し No. 7 「日本海東縁部に想定される地震による津波と陸上地すべりによる津波の組合せの評価結果」 ・資料提出時期について吹き出しを追加した上で適正化し、審査会合希望時期の変更および関連する吹き出しを追加した。また、検討・資料作成期間を追加した。 通し No. 7' 「茶津入構トンネル及び SA アクセスルートトンネル設置に伴う基準津波への影響評価」、通し No. 8 「基準津波定義位置での時刻歴波形」、通し No. 9 「基準津波による遡上津波高さと比較する津波堆積物等の整理結果」および通し No. 10 「基準津波による砂移動評価に伴う取水性の確保」 ・資料提出時期および審査会合希望時期を変更した。 基準津波の策定のうち基準津波の年超過確率 通し No. 11 「年超過確率の参照」 ・資料提出時期および審査会合希望時期を変更した。 地盤斜面の安定性 通し No. 18 「新設防潮堤に関係しない断面の評価結果」および通し No. 19 「新設防潮堤の形状・構造を踏まえた新設防潮堤を含む断面の評価結果」 ・資料提出時期および審査会合希望時期を変更した。 プラント側審査の主要な説明項目 通し No. 21 「耐津波設計方針」 ・資料提出時期および審査会合希望時期を変更した。 ・「耐津波設計に係る解析工程」について、記載している吹き出しを修文した。 ・「漂流物の影響評価」について、燃料等輸送船の評価方針の説明に係るスケジュールを追加した。 通し No. 22 「防潮堤」 ・資料提出時期および審査会合希望時期を変更した。 ・「防潮堤の設計方針・構造成立性評価」についてアンカー試験に係るスケジュールを追記した。 通し No. 23 「耐震・耐津波設計方針以外」 ・「共通（1.0.2（保管アクセス）（1.0/第 43 条））アクセスルートに係る事項」について、資料提出時期および審査会合希望時期を変更した。 ・「地震 PRA」について、資料提出時期および審査会合希望時期を変更した。 ・「津波 PRA」について、資料提出時期および審査会合希望時期を変更した。 ・「条文単位で説明を想定しているもの」について、5/29 週に資料一式提出する旨を吹き出し等で明記した。 ・※2 に記載した追而状況を更新した。
20	2023 年 6 月 8 日	審査会合資料として提示 基準津波の策定のうち基準津波の策定 通し No. 7 「日本海東縁部に想定される地震による津波と陸上地すべりによる津波

改訂番号	改 訂 年 月 日	改 訂 内 容
		の組合せの評価結果」 ・資料提出時期を見直した。 プラント側審査の主要な説明項目 通し No. 21「耐震設計方針」 ・説明スケジュールを見直した。 通し No. 21「耐津波設計方針」 ・「漂流物の影響評価」について、「燃料等輸送船の退避について説明する。」旨吹き出しを追加した。 通し No. 23「耐震・耐津波設計方針以外」 ・「地震 PRA」について、説明スケジュールを見直した。
2 1	2023 年 7 月 4 日	審査会合資料として提示全般 2022/3～2023/3 の期間の表記について、ひと月の期間を短縮した表記へ変更した。 基準地震動の策定のうち基準地震動の策定 通し No. 2「策定した基準地震動の妥当性」 ・6/9 審査会合実績を反映した。 ・審査会合において当社から説明済みであることを表示した。 通し No. 3「年超過確率の参照」 ・通し No. 2「策定した基準地震動の妥当性」の実績反映に伴うスケジュールのスライド。 基準津波の策定のうち地震による津波 通し No. 6「積丹半島北西沖に地震断層として想定することとした断層による津波評価」 ・検討結果の資料提出時期および審査会合希望時期を見直した。 基準津波の策定のうち基準津波の策定 通し No. 7「日本海東縁部に想定される地震による津波と陸上地すべりによる津波の組合せの評価結果」 ・審査会合希望時期を見直した。スケジュールの見直しに関する、吹き出しを修文した。 通し No. 7'「茶津入構トンネル及び SA アクセスルートトンネル設置に伴う基準津波への影響評価」、通し No. 8「基準津波定義位置での時刻歴波形」、通し No. 9「基準津波による遡上津波高さと比較する津波堆積物等の整理結果」および通し No. 10「基準津波による砂移動評価に伴う取水性の確保」 ・資料提出時期および審査会合希望時期を見直した。 基準津波の策定のうち基準津波の年超過確率 通し No. 11「年超過確率の参照」 ・資料提出時期および審査会合希望時期を見直した。 火山影響評価 「立地評価」（通し No. 12、13） ・審査会合希望時期を見直した。 「影響評価」（通し No. 14、15）および「火山モニタリング」（通し No. 16、17） ・資料提出時期および審査会合希望時期を見直した。 地盤斜面の安定性 通し No. 19「新設防潮堤の形状・構造を踏まえた新設防潮堤を含む断面の評価結果」 ・通し No. 22「防潮堤」のスケジュール見直しに伴うスケジュールのスライド。 ・工程影響に係る吹き出しを削除した。 プラント側審査の主要な説明項目 通し No. 21「耐震設計方針」 ・「既工認との手法の整理（耐震設計方針含む）」の資料提出時期を耐震設計方針の一通りの説明のための資料提出時期と合わせた。 通し No. 21「耐津波設計方針」 ・「耐津波設計方針」について、3 号放水系の津波防護対策に係る指摘事項回答のスケジュールを追加した。 ・基準津波の波源の変更に伴い、説明スケジュールを見直した。それに伴い、吹き出しを修文および削除した。 通し No. 22「防潮堤」 ・「防潮堤の設計方針・構造成立性評価」について、基準津波の波源の変更に伴い、説明スケジュールを見直した。

改訂番号	改 訂 年 月 日	改 訂 内 容
		・アンカー試験の説明期間のスケジュールを見直した。 通し No. 23 「耐震・耐津波設計方針以外」 ・「共通（1.0.2（保管アクセス）（1.0/第43条）アクセスルートに係る事項）」について、スケジュールを見直した。また、吹き出しを追加および修文した。 ・「津波 PRA」について、通し No. 11 「年超過確率の参照」のスケジュール見直しに伴うスケジュールのスライド。また、吹き出しを修文した。 ・「火山灰層厚及び粒径の再評価結果の反映（第6条）」について、資料提出時期および審査会合希望時期を見直した。 ・「条文単位での説明を想定しているもの」について、審査会合希望時期を追加し、関連する「審査会合も含めた審査期間」を見直した。また、6/26 週に資料一式提出する旨を吹き出し等で明記した。
2 2	2023 年 8 月 3 日	審査会合資料として提示 基準地震動の策定のうち基準地震動の策定 通し No. 3 「年超過確率の参照」 ・説明スケジュールを見直した。 基準津波の策定のうち地震による津波 通し No. 6 「積丹半島北西沖に地震断層として想定することとした断層による津波評価」 ・資料提出時期および審査会合希望時期を見直した。 基準津波の策定のうち基準津波の策定 通し No. 7 「日本海東縁部に想定される地震による津波と陸上地すべりによる津波の組合せの評価結果」 ・審査会合希望時期を見直した。 通し No. 7' 「茶津入構トンネル及び SA アクセスルートトンネル設置に伴う基準津波への影響評価」、通し No. 8 「基準津波定義位置での時刻歴波形」、通し No. 9 「基準津波による遡上津波高さと比較する津波堆積物等の整理結果」および通し No. 10 「基準津波による砂移動評価に伴う取水性の確保」 ・資料提出時期および審査会合希望時期を見直した。 基準津波の策定のうち基準津波の年超過確率 通し No. 11 「年超過確率の参照」 ・資料提出時期および審査会合希望時期を見直した。 火山影響評価 「立地評価」（通し No. 12、13）、「影響評価」（通し No. 14、15）および「火山モニタリング」（通し No. 16、17） ・説明スケジュールを見直した。 地盤斜面の安定性 通し No. 18 「新設防潮堤に関係しない断面の評価結果」 ・資料提出時期および審査会合希望時期を見直した。 プラント側審査の主要な説明項目 通し No. 21 「耐津波設計方針」 ・「耐津波設計方針」および「漂流物の影響評価」について、説明スケジュールを見直した。 通し No. 22 「防潮堤」 ・「防潮堤の設計方針・構造成立性評価」について、説明スケジュールを見直した。 通し No. 23 「耐震・耐津波設計方針以外」 ・「共通（1.0.2（保管アクセス）（1.0/第43条）アクセスルートに係る事項）」について、スケジュールを見直した。 ・「地震 PRA」について、吹き出しを追加し、説明スケジュールを見直した。 ・「津波 PRA」について、説明スケジュールを見直した。 ・「火山灰層厚及び粒径の再評価結果の反映（第6条）」について、説明スケジュールを見直した。 ・「条文単位で説明を想定しているもの」について、7/31 週に資料一式提出する旨を吹き出し等で明記した。 ・※2 に記載した追而状況を更新した。
2 3	2023 年 9 月 7 日	審査会合資料として提示 基準地震動の策定のうち基準地震動の策定 通し No. 3 「年超過確率の参照」 ・資料提出実績反映に伴うスケジュール見直し。 基準津波の策定のうち地震による津波

改訂番号	改 訂 年 月 日	改 訂 内 容
		通し No. 6「積丹半島北西沖に地震断層として想定することとした断層による津波評価」 ・資料提出時期および審査会合希望時期を見直した。 基準津波の策定のうち基準津波の策定 通し No. 7「日本海東縁部に想定される地震による津波と陸上地すべりによる津波の組合せの評価結果」 ・審査会合希望時期を見直した。 通し No. 7「茶津入構トンネル及び SA アクセスルートトンネル設置に伴う基準津波への影響評価」、通し No. 8「基準津波定義位置での時刻歴波形」、通し No. 9「基準津波による遡上津波高さと比較する津波堆積物等の整理結果」および通し No. 10「基準津波による砂移動評価に伴う取水性の確保」 ・資料提出時期および審査会合希望時期を見直した。 基準津波の策定のうち基準津波の年超過確率 通し No. 11「年超過確率の参照」 ・資料提出時期および審査会合希望時期を見直した。 火山影響評価 「立地評価」（通し No. 12、13）、「影響評価」（通し No. 14、15）および「火山モニタリング」（通し No. 16、17） ・審査進捗に伴うスケジュールの修正。 地盤斜面の安定性 通し No. 18「新設防潮堤に関係しない断面の評価結果」 ・審査会合希望時期を見直した。 プラント側審査の主要な説明項目 通し No. 21「耐震設計方針」 ・「施設の耐震評価に用いる地盤の液状化の評価方針」について、説明スケジュールを見直した。 通し No. 21「耐津波設計方針」 ・「耐津波設計に係る解析工程」について、記載を適正化し、スケジュールを見直した。 ・「耐津波設計方針」について、吹き出しを削除した。 ・「漂流物の影響評価」について、「燃料等輸送船」の行を追加した。また、吹き出しを追加および削除した。 通し No. 22「防潮堤」 ・「防潮堤の設計方針・構造成立性評価」について、吹き出しを追加し、スケジュールを追加した。 通し No. 23「耐震・耐津波設計方針以外」 ・「共通（1.0.2（保管アクセス）（1.0/第 43 条）アクセスルートに係る事項」について、スケジュールを見直した。また、8/3 審査会合での説明事項についての吹き出しを削除した。 ・「地震 PRA」について、説明スケジュールおよび吹き出しの記載を見直した。 ・「津波 PRA」について、説明スケジュールおよび吹き出しの記載を見直した。また、基準津波に関する事項に係るクリティカルパスとして設定した。 ・「火山灰層厚及び粒径の再評価結果の反映（第 6 条）」について、説明スケジュールを見直した。 ・「条文単位で説明を想定しているもの」について、8/28 週に資料一式提出する旨を吹き出し等で明記した。 ・※ 2 に記載した追而状況を更新した。
2 4	2023 年 10 月 5 日	審査会合資料として提示 基準地震動の策定のうち基準地震動の策定 通し No. 3「年超過確率の参照」 ・審査会合希望時期を見直し、吹き出しを追加した。 基準津波の策定のうち基準津波の策定 通し No. 7「日本海東縁部に想定される地震による津波と陸上地すべりによる津波の組合せの評価結果」 ・7/3 週、7/18 週、9/4 週に資料提出実績、10/2 週に資料提出予定を示し、それらに吹き出しを追加した。また、スケジュールを適正化した。 火山影響評価 「立地評価」（通し No. 12、13）、「影響評価」（通し No. 14、15）および「火山モニタリング」（通し No. 16、17） ・審査進捗に伴い審査会合希望時期を見直した。 地盤斜面の安定性

改訂番号	改訂年月日	改訂内容
		通し No. 18「新設防潮堤に関係しない断面の評価結果」 ・吹き出しを追加した。 プラント側審査の主要な説明項目 通し No. 21「耐震設計方針」 ・「既工認との手法の整理（耐震設計方針含む）」について、説明スケジュールを削除した。 通し No. 21「耐津波設計方針」 ・「燃料等輸送船」について、スケジュールを追加し、吹き出しを削除した。 ・10/2 週、10/30 週、12/4 週に検討状況の説明“(☆)”および吹き出しを追加した。 通し No. 23「火山灰層厚及び粒径の再評価結果の反映（第 6 条）」について、審査会合希望時期を見直した。 通し No. 23「耐震・耐津波設計方針以外」 ・資料一式提出実績の吹き出しを整理した。 ・「条文単位で説明を想定しているもの」について、11 月下旬を目途に設置変更許可申請の一部補正を予定している旨および 9/25 週に一部条文を対象として資料一式提出する旨を吹き出し等で明記した。
25	2023 年 10 月 20 日	審査会合資料として提示 基準地震動の策定のうち基準地震動の年超過確率 通し No. 3「年超過確率の参照」 ・審査会合希望時期を見直した。 基準津波の策定のうち地震による津波 通し No. 5「日本海東縁部の地震による津波評価の水位低下時間に着目した水位降下側のパラメータスタディ結果」 ・ステイタスを説明済みから検討中に修正した。 基準津波の策定のうち基準津波の策定 通し No. 7「日本海東縁部に想定される地震による津波と陸上地すべりによる津波の組合せの評価結果」 ・吹き出しを追加した。 火山影響評価 通し No. 12「発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出」 ・現地調査希望時期のスケジュールを削除したうえで、審査会合において当社から説明済みであることを表示した。 通し No. 13「巨大噴火の可能性評価」 ・スケジュールを追加した。 「影響評価」（通し No. 14, 15）および「火山モニタリング」（通し No. 16, 17） ・吹き出しを削除した。 地盤斜面の安定性 通し No. 18「新設防潮堤に関係しない断面の評価結果」 ・審査会合希望時期を見直した。 プラント側審査の主要な説明項目 通し No. 21「耐津波設計方針」 ・「耐津波設計方針」「漂流物の影響評価」「防波堤の取水口到達の可能性」「取放水路からの流入防止」について、スケジュールを見直した。 ・「耐津波設計方針」について吹き出しを追加した。 通し No. 23「耐震・耐津波設計方針以外」 ・「共通（1.0.2（保管アクセス）（1.0/第 43 条）アクセスルートに係る事項）」について、スケジュールを見直し、吹き出しを追加した。 ・「条文単位での説明を想定しているもの」について、10/30 週に資料一式提出する旨を吹き出し等で明記した。また、共用取り止めによる影響についての審査会合希望時期を追加した。
26	2023 年 10 月 31 日	審査会合資料として提示 基準津波の策定のうち基準津波の策定 通し No. 7「日本海東縁部に想定される地震による津波と陸上地すべりによる津波の組合せの評価結果」 ・10/20 審査会合実績を反映した。
27	2023 年 11 月 17 日	審査会合資料として提示 基準地震動の策定のうち基準地震動の年超過確率 通し No. 3「年超過確率の参照」 ・吹き出しを修正した。 基準津波の策定のうち地震による津波 通し No. 5「日本海東縁部の地震による津波評価の水位低下時間に着目した水位下降側のパラメータスタディ結果」 ・用語を見直した。 ・スケジュールを再設定し、吹き出しを追加した。

改訂番号	改訂年月日	改訂内容
		通し No. 6「積丹半島北西沖に地震断層として想定することとした断層による津波評価」 ・スケジュールを見直した。 基準津波の策定のうち基準津波の策定 通し No. 7「日本海東縁部に想定される地震による津波と陸上地すべりによる津波の組合せの評価結果」 ・スケジュールを設定し、関連線位置を見直した。 ・吹き出しの追加および削除を実施した。 通し No. 7'「茶津入構トンネル及びアクセスルートトンネル設置に伴う基準津波への影響評価」 ・用語を見直した。 ・スケジュールおよび関連線位置を見直した。 通し No. 8「基準津波定義位置での時刻歴波形」 ・スケジュールを見直した。 通し No. 9「基準津波による遡上津波高さと比較する津波堆積物等の整理結果」 ・スケジュールを見直した。 火山影響評価 立地評価（通し No. 13）、影響評価（通し No. 14, 15）、火山モニタリング（通し No. 16, 17） ・スケジュールを見直した。 地盤斜面の安定性 通し No. 18「新設防潮堤に関係しない断面の評価結果」 ・スケジュールを見直した。 プラント側審査の主要な説明項目 通し No. 21「耐津波設計方針」 ・「耐津波設計に係る解析工程」について、スケジュールを見直した。 ・「耐津波設計方針」について、吹き出しの追加、削除および見直しを実施した。 ・「取水性への影響評価」について、吹き出しを追加した。 ・10/31 審査会合実績を反映した。 通し No. 22「防潮堤」 ・「防潮堤への波及的影響」について、用語を見直した。 ・吹き出しを削除した。 通し No. 23「耐震・耐津波設計方針以外」 ・「共通（1.0.2（保管アクセス）（1.0/第 43 条）アクセスルートに係る事項」について、スケジュールおよび吹き出しを見直した。 ・「火山灰層厚及び粒径の再評価結果の反映（第 6 条）」について、スケジュールを見直した。 ・「条文単位での説明を想定しているもの」について、スケジュールを見直し、10/31 審査会合実績および DBSABF 資料一式提出実績を反映した。
28	2023 年 12 月 7 日	審査会合資料として提示 基準地震動の策定のうち基準地震動の年超過確率 通し No. 3「年超過確率の参照」 ・11/17 審査会合において当社から説明済みであることを表示し、吹き出しを削除した。 基準津波の策定のうち地震による津波 通し No. 5「日本海東縁部の地震による津波評価の水位低下時間に着目した水位下降側のパラメータスタディ結果」 ・スケジュールを見直した。 通し No. 6「積丹半島北西沖に地震断層として想定することとした断層による津波評価」 ・スケジュールを見直した。 基準津波の策定のうち基準津波の策定 通し No. 7「日本海東縁部に想定される地震による津波と陸上地すべりによる津波の組合せの評価結果」 ・水位下降側のスケジュールを見直し、水位下降側の審査会合から通し No. 21 へ繋がるクリティカルパスを削除した。 通し No. 7'「茶津入構トンネル及びアクセスルートトンネル設置に伴う基準津波への影響評価」 ・スケジュールを見直し、審査会合から通し No. 9, 10, 21 へ繋がる関連線を削除した。 通し No. 8「基準津波定義位置での時刻歴波形」 ・スケジュールを見直した。 通し No. 9「基準津波による遡上津波高さと比較する津波堆積物等の整理結果」 ・スケジュールを見直した。 通し No. 10「基準津波による砂移動評価に伴う取水性の確保」 ・スケジュールを見直した。 基準津波の策定のうち基準津波の年超過確率

改訂番号	改 訂 年 月 日	改 訂 内 容
		通し No. 11「年超過確率の参照」 ・スケジュールを見直した。 火山影響評価 立地評価（通し No. 13）、影響評価（通し No. 14, 15）、火山モニタリング（通し No. 16, 17） ・スケジュールを見直した。 地盤斜面の安定性 通し No. 18「新設防潮堤に関係しない断面の評価結果」 ・スケジュールを見直した。 プラント側審査の主要な説明項目 通し No. 21「耐震設計方針」 ・「施設の耐震評価に用いる地盤の液状化の評価方針」について、スケジュールを見直した。 通し No. 21「耐津波設計方針」 ・「耐津波設計に係る解析工程」について、スケジュールを見直した。 ・「燃料等輸送船」について、スケジュールを見直し、吹き出しを適正化した。 通し No. 23「耐震・耐津波設計方針以外」 ・「共通（1.0.2（保管アクセス）（1.0/第 43 条）アクセスルートに係る事項」について、スケジュールを見直した。 ・「火山灰層厚及び粒径の再評価結果の反映（第 6 条）」について、スケジュールを見直した。 ・「条文単位で説明を想定しているもの」について、12/18 週に資料一式提出する旨を吹き出し等で明記した。
29	2024 年 1 月 19 日	審査会合資料として提示 基準津波の策定のうち地震による津波 通し No. 5「日本海東縁部の地震による津波評価の水位低下時間に着目した水位下降側のパラメータスタディ結果」 ・12/8 審査会合において当社から説明済みであることを表示した。 通し No. 6「積丹半島北西沖に地震断層として想定することとした断層による津波評価」 ・スケジュールを見直し、クリティカルパスを適正化した。 基準津波の策定のうち基準津波の策定 通し No. 7「日本海東縁部に想定される地震による津波と陸上地すべりによる津波の組合せの評価結果」 ・スケジュールを追加し、吹き出しを追加した。 通し No. 7'「茶津入構トンネル及びアクセスルートトンネル設置に伴う基準津波への影響評価」 ・スケジュールを見直した。 通し No. 8「基準津波定義位置での時刻歴波形」 ・スケジュールを見直した。 通し No. 9「基準津波による遡上津波高さと比較する津波堆積物等の整理結果」 ・スケジュールを追加および見直した。 通し No. 10「基準津波による砂移動評価に伴う取水性の確保」 ・スケジュールを見直し、通し No. 21「耐津波設計方針」へ繋がる関連線を追加した。 基準津波の策定のうち基準津波の年超過確率 通し No. 11「年超過確率の参照」 ・スケジュールを見直した。 火山影響評価 立地評価（通し No. 13）、影響評価（通し No. 14, 15）、火山モニタリング（通し No. 16, 17） ・スケジュールを見直した。 地盤斜面の安定性 通し No. 18「新設防潮堤に関係しない断面の評価結果」 ・吹き出しを追加した。 プラント側審査の主要な説明項目 通し No. 21「耐津波設計方針」 ・「耐津波設計に係る解析工程」について、スケジュールを見直し、吹き出しを削除した。 ・「耐津波設計方針」について、スケジュールを追加および見直しし、吹き出しの記載を見直した。 ・「漂流物の影響評価」について、スケジュールを追加および見直した。 ・「燃料等輸送船等」について、スケジュールを見直した。 ・「防波堤の取水口到達の可能性評価」について、スケジュールを見直した。 ・「取放水路からの流入防止」について、スケジュールを追加および見直した。 通し No. 22「防潮堤」 ・「防潮堤への波及的影響」について、スケジュールを追加した。

改訂番号	改訂年月日	改訂内容
		通し No. 23「耐震・耐津波設計方針以外」 ・「共通（1.0.2（保管アクセス）（1.0/第 43 条）アクセスルートに係る事項」について、スケジュールを見直し、吹き出しの記載を見直した。 ・「津波 PRA」について、スケジュールを見直し、吹き出しを追加および記載を見直した。 ・「火山灰層厚及び粒径の再評価結果の反映（第 6 条）」について、スケジュールを見直し、吹き出しの記載を見直した。 ・「条文単位で説明を想定しているもの」について、吹き出しの記載を見直した。
30	2024 年 2 月 1 日	審査会合資料として提示 地盤斜面の安定性 通し No. 18「新設防潮堤に関係しない断面の評価結果」 ・吹き出しを追加した。
31	2024 年 2 月 16 日	審査会合資料として提示 基準津波の策定のうち基準津波の策定 通し No. 7「茶津入構トンネル及びアクセスルートトンネル設置に伴う基準津波への影響評価」 ・内容および吹き出しの記載を見直した。 火山影響評価 立地評価（通し No. 13）、影響評価（通し No. 14, 15） ・スケジュールを見直した。 地盤斜面の安定性 通し No. 18「新設防潮堤に関係しない断面の評価結果」 ・スケジュールを追加し、吹き出しを削除した。 通し No. 19「新設防潮堤の形状・構造を踏まえた新設防潮堤を含む断面の評価結果」 ・スケジュールを見直しおよび追加し、吹き出しを追加した。 プラント側審査の主要な説明項目 通し No. 21「耐津波設計方針」 ・「防波堤の取水口到達の可能性評価」について、スケジュールを見直した。 通し No. 22「防潮堤」 ・「防潮堤への波及的影響」について、吹き出しの記載を見直した。 通し No. 23「耐震・耐津波設計方針以外」 ・「共通（1.0.2（保管アクセス）（1.0/第 43 条）アクセスルートに係る事項」について、スケジュールを見直した。
32	2024 年 2 月 29 日	審査会合資料として提示 基準津波の策定のうち地震による津波 通し No. 6「積丹半島北西沖に地震断層として想定することとした断層による津波評価」 ・スケジュールを見直した。 基準津波の策定のうち基準津波の策定 通し No. 7「日本海東縁部に想定される地震による津波と陸上地すべりによる津波の組合せの評価結果」 ・スケジュールを見直した。 通し No. 7「茶津入構トンネル及びアクセスルートトンネル設置に伴う基準津波への影響評価」 ・スケジュールを見直した。 通し No. 8「基準津波定義位置での時刻歴波形」 ・スケジュールを見直した。 通し No. 9「基準津波による遡上津波高さと比較する津波堆積物等の整理結果」 ・スケジュールを見直した。 通し No. 10「基準津波による砂移動評価に伴う取水性の確保」 ・吹き出しの記載を適正化した。 地盤斜面の安定性 通し No. 18「新設防潮堤に関係しない断面の評価結果」および通し No. 19「新設防潮堤の形状・構造を踏まえた新設防潮堤を含む断面の評価結果」 ・吹き出しを追加した。 プラント側審査の主要な説明項目 通し No. 21「耐津波設計方針」 ・「耐津波設計方針」について、スケジュールおよび吹き出しを見直した。 ・「燃料等輸送船等」について、スケジュールを見直し、吹き出しを追加した。 ・「取放水路からの流入防止」について、吹き出しを追加した。 通し No. 23「耐震・耐津波設計方針以外」 ・「火山灰層厚及び粒径の再評価結果の反映（第 6 条）」について、スケジュールを見直した。

改訂番号	改 訂 年 月 日	改 訂 内 容
3 3	2024 年 3 月 22 日	審査会合資料として提示 基準津波の策定のうち地震による津波 通し No. 6「積丹半島北西沖に地震断層として想定することとした断層による津波評価」 ・スケジュールを見直した。 基準津波の策定のうち基準津波の策定 通し No. 7「日本海東縁部に想定される地震による津波と陸上地すべりによる津波の組合せの評価結果」 ・スケジュールを見直し、吹き出しを削除した。 通し No. 7'「茶津入構トンネル及びアクセスルートトンネル設置に伴う基準津波への影響評価」 ・スケジュールを見直した。 通し No. 8「基準津波定義位置での時刻歴波形」 ・スケジュールを見直した。 通し No. 9「基準津波による遡上津波高さと比較する津波堆積物等の整理結果」 ・スケジュールを見直した。 通し No. 10「基準津波による砂移動評価に伴う取水性の確保」 ・スケジュールを見直し、吹き出しを削除した。 基準津波の策定のうち基準津波の年超過確率 通し No. 11「年超過確率の参照」 ・スケジュールを見直した。 火山影響評価 通し No. 13「立地評価」 ・スケジュールを見直し、2/16 審査会合結果を踏まえて吹き出しを追加した。 通し No. 14, 15「影響評価」、通し No. 16, 17「火山モニタリング」 ・スケジュールを見直した。 地盤斜面の安定性 通し No. 18「新設防潮堤に関係しない断面の評価結果」および通し No. 19「新設防潮堤の形状・構造を踏まえた新設防潮堤を含む断面の評価結果」 ・スケジュールを見直し、吹き出しを追加および削除した。 プラント側審査の主要な説明項目 通し No. 21「耐震設計方針」 ・「施設の耐震評価に用いる地下水位の設定方針」、「施設の耐震評価に用いる地盤の液状化の評価方針」および「既工認との手法の整理（耐震設計方針含む）」について、2/29 審査会合において当社から説明済みであることを表示した。 通し No. 21「耐津波設計方針」 ・「耐津波設計に係る解析工程」について、スケジュールを見直し、吹き出しを追加した。 ・「耐津波設計方針」について、スケジュールを見直し、吹き出しを追加および適正化した。 ・「漂流物の影響評価」について、スケジュールを見直した。 ・「燃料等輸送船等」について、スケジュールを見直し、吹き出しを追加および削除した。 ・「防波堤の取水口到達の可能性評価」について、スケジュールを見直した。 ・「取放水路からの流入防止」について、スケジュールを見直し、吹き出しを追加および削除した。 通し No. 22「防潮堤」 ・「防潮堤の設計方針・構造成立性評価」について、2/1 審査会合において当社から説明済みであることを表示した。 ・「防潮堤への波及的影響」について、スケジュールを見直し、吹き出しを追加した。 通し No. 23「耐震・耐津波設計方針以外」 ・「共通（1.0.2（保管アクセス）（1.0/第 43 条）アクセスルートに係る事項）」について、スケジュールを見直し、吹き出しを削除した。 ・「地震 PRA」について、スケジュールを見直し、注釈の記載を最新化した。 ・「津波 PRA」について、スケジュールを見直し、注釈の記載を最新化した。 ・「火山灰層厚及び粒径の再評価結果の反映（第 6 条）」について、スケジュールを見直した。
3 4	2024 年 4 月 18 日	審査会合資料として提示 基準津波の策定のうち基準津波の策定 通し No. 7「日本海東縁部に想定される地震による津波と陸上地すべりによる津波の組合せの評価結果」 ・3/22 審査会合において当社から説明済みであることを表示した。 通し No. 7'「茶津入構トンネル及びアクセスルートトンネル設置に伴う基準津波への影響評価」

改訂番号	改 訂 年 月 日	改 訂 内 容
		・3/22 審査会合において当社から説明済みであることを表示し、吹き出しを削除した。 - 通し No. 9「基準津波による遡上津波高さと比較する津波堆積物等の整理結果」 ・スケジュールを見直した。 火山影響評価 通し No. 13「立地評価」、通し No14, 15「影響評価」、通し No16, 17「火山モニタリング」 ・スケジュールを見直し、No. 23 への関連線を追加した。 プラント側審査の主要な説明項目 通し No. 21「耐津波設計方針」 ・「耐津波設計方針」について、スケジュールを見直した。またクリティカルパス線を追加した。 ・「漂流物の影響評価」について、スケジュールを見直した。 ・「燃料等輸送船等」について、スケジュールを見直した。また吹き出しおよびクリティカルパス線を追加した。 ・「取放水路からの流入防止」について、吹き出しを見直した。 通し No. 23「耐震・耐津波設計方針以外」 ・「火山灰層厚及び粒径の再評価結果の反映（第 6 条）」について、スケジュールを見直し、吹き出しを削除した。
3 5	2024 年 5 月 23 日	審査会合資料として提示 基準津波の策定のうち地震による津波 通し No. 6「積丹半島北西沖に地震断層として想定することとした断層による津波評価」 ・スケジュールを見直した。 基準津波の策定のうち基準津波の策定 通し No. 8「基準津波定義位置での時刻歴波形」、通し No. 9「基準津波による遡上津波高さと比較する津波堆積物等の整理結果」および通し No. 10「基準津波による砂移動評価に伴う取水性の確保」 ・スケジュールを見直した。 基準津波の策定のうち基準津波の年超過確率 通し No. 11「年超過確率の参照」 ・スケジュールを見直した。 火山影響評価 通し No14, 15「影響評価」 ・スケジュールを追加した。 通し No16, 17「火山モニタリング」 ・スケジュールを見直し、通し No. 23「火山灰層厚及び粒径の再評価結果の反映（第 6 条）」への関連線を削除した。 地盤斜面の安定性 通し No. 18「新設防潮堤に関係しない断面の評価結果」 ・スケジュールを見直した。 通し No. 19「新設防潮堤の形状・構造を踏まえた新設防潮堤を含む断面の評価結果」 ・スケジュールを見直し、通し No. 23「共通（1.0.2（保管アクセス）（1.0/第 43 条）アクセスルートに係る事項」に繋がる関連線を追加した。 プラント側審査の主要な説明項目 通し No. 23「耐震・耐津波設計方針以外」 ・「共通（1.0.2（保管アクセス）（1.0/第 43 条）アクセスルートに係る事項」について、スケジュールを見直し、吹き出しを追加した。 ・「地震 PRA」について、4/18 審査会合において当社から説明済みであることを表示し、注釈の記載を削除した。 ・「津波 PRA」について、スケジュールを見直した。 ・「火山灰層厚及び粒径の再評価結果の反映（第 6 条）」について、スケジュールを見直した。 ・※2に記載した追而状況を更新した。
3 6	2024 年 6 月 11 日	審査会合資料として提示 基準津波の策定のうち地震による津波 通し No. 6「積丹半島北西沖に地震断層として想定することとした断層による津波評価」 ・スケジュールを見直した。 基準津波の策定のうち基準津波の策定 通し No. 8「基準津波定義位置での時刻歴波形」、通し No. 9「基準津波による遡上津波高さと比較する津波堆積物等の整理結果」および通し No. 10「基準津波による砂移動評価に伴う取水性の確保」 ・スケジュールを見直した。

改訂番号	改 訂 年 月 日	改 訂 内 容
		基準津波の策定のうち基準津波の年超過確率 通し No. 11「年超過確率の参照」 ・スケジュールを見直した。 プラント側審査の主要な説明項目 通し No. 23「耐震・耐津波設計方針以外」 ・「津波 PRA」について、スケジュールを見直した。
3 7	2024 年 6 月 27 日	審査会合資料として提示 基準津波の策定のうち地震による津波 通し No. 6「積丹半島北西沖に地震断層として想定することとした断層による津波評価」 ・スケジュールを見直し、吹き出しを追加した。 ・通し No. 11「基準津波の年超過確率」へのクリティカルパス線を削除し、通し No. 8「基準津波定義位置での時刻歴波形」への関連線を追加した。 基準津波の策定のうち基準津波の策定 通し No. 8「基準津波定義位置での時刻歴波形」 ・スケジュールを見直した。 ・通し No. 11「基準津波の年超過確率」への関連線およびクリティカルパス線を追加した。 通し No. 9「基準津波による遡上津波高さと比較する津波堆積物等の整理結果」 ・スケジュールを見直した。 火山影響評価 通し No. 13「立地評価」、通し No.14, 15「影響評価」 ・スケジュールを見直した。 地盤斜面の安定性 通し No. 18「新設防潮堤に関係しない断面の評価結果」および通し No. 19「新設防潮堤の形状・構造を踏まえた新設防潮堤を含む断面の評価結果」 ・スケジュールを見直した。 プラント側審査の主要な説明項目 通し No. 21「耐津波設計方針」 ・「耐津波設計方針」について、スケジュールを見直し、吹き出しを追加した。 ・「燃料等輸送船等」について、スケジュールを見直し、津波波力から繋がるクリティカルパス線を削除した。 ・「防波堤の取水口到達の可能性評価」について、スケジュールを見直した。 通し No. 22「防潮堤」 ・「防潮堤への波及的影響」について、スケジュールを見直した。 通し No. 23「耐震・耐津波設計方針以外」 ・「火山灰層厚及び粒径の再評価結果の反映（第 6 条）」について、スケジュールを見直した。 ・「条文単位で説明を想定しているもの」について、7/29 週に資料一式提出する旨を吹き出し等で明記した。

残されている審査上の論点とその作業方針および作業状況について

○本表は、残されている審査上の論点と、それに対する当社の作業方針および作業状況について記載したものである。

○グレーのハッチングで示した箇所は、審査会合において当社から説明済みのものを示す。

○各論点に係るスケジュールおよび進捗を、「残されている審査上の論点に対する作業スケジュール」(以下、「作業スケジュール」と言う)に示す。

○特記事項

✓ 2024年3月、次の理由からクリティカルパスの終期を「2024年9月30日の週」に変更した。

- 耐津波設計方針についてこれまでの審査状況を踏まえ、取放水路から流入してくる津波の管路解析における流路縮小工の影響評価に要する期間を考慮し、入力津波の管路解析期間を見直した。このため、耐津波設計方針の一通りについて説明する審査会合時期を「2024年9月30日の週」に変更した。

(1) 基準地震動の策定

通し No.	残されている論点	当社の作業方針および作業状況
①震源を特定せず策定する地震動（標準応答スペクトル）		
1	解放基盤表面における標準応答スペクトルを考慮した地震動評価（応答スペクトル及び時刻歴波形）の妥当性についての説明が必要。特に、評価にあたっては、地震基盤相当面を地下構造モデルにおいて $V_s2200\text{m/s}$ 以上の層上面に設定すること。また、模擬地震波の時刻歴波形については、前回会合で指摘したように、少なくとも M7.0 に相当する継続時間を有する乱數位相を用いた模擬地震波に加え、敷地及び敷地周辺の観測記録の中で特異な位相特徴が認められる場合には実観測位相を用いた模擬地震波を用いて作成を行うこと。	【作業方針】 標準応答スペクトルを考慮した地震動評価にあたり、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」と同じ地下構造モデルを用いることとし、地震基盤相当面を $V_s2400\text{m/s}$ 層上面として地下構造モデルを設定する。 乱數位相による地震動について、時刻歴波形の振幅包絡線（Noda et al.(2002)による）に $M_j7.0$ を用いて模擬地震波を作成し、設定した地下構造モデルを用いて解放基盤表面の地震動を評価する。 観測位相による地震動について、敷地において震源近傍の観測記録が得られていないことから、敷地周辺として北海道西部の KiK-net 観測点における震源近傍の観測記録を収集し、パルス波等の特徴的な形状の波形がみられないことなどを確認することにより検討する。 【作業状況】 検討は終了。 震源を特定せず策定する地震動のまとめ資料の作成は終了。

通し No.	残されている論点	当社の作業方針および作業状況
②基準地震動の策定		
2	「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せず策定する地震動」の評価結果から策定した基準地震動の妥当性についての説明が必要。特に、基準地震動のうち設計用応答スペクトルの模擬地震波については、地震動の継続時間及び振幅包絡線の経時的変化等について示すこと。	【作業方針】 「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」の評価結果を踏まえて基準地震動を設定する。設計用応答スペクトルの模擬地震波については、継続時間が長くなるよう時刻歴波形の振幅包絡線を設定して作成する。 標準応答スペクトルを考慮した地震動評価を含めた「震源を特定せず策定する地震動」の評価結果を踏まえて基準地震動を設定する。 【作業状況】 検討は終了。
③基準地震動の年超過確率（参照事項）		
3	③基準地震動の年超過確率（参照事項）	【作業方針】 敷地周辺の活断層調査結果等を踏まえて地震ハザードを評価する。 評価した地震ハザードに基づき、基準地震動の年超過確率を参照する。 【作業状況】 検討は終了。

(2) 基準津波の策定

通し No.	残されている論点	当社の作業方針および作業状況
① 地震による津波		
4	日本海東縁部の地震による津波評価において、前回会合で指摘したように現在の波源領域よりも西側に波源を寄せても津波評価結果に影響がないことを示すことにより、設定した波源領域の妥当性を説明すること。	【作業方針】 断層パターン 1～8 のうち西側に位置する断層パターン 1 が最大ケースとして選定されており、また、日本海東縁部の範囲(地震本部(2003)の評価対象領域)は、一部区間において断層パターン 1 に対して西側に位置する。 上記を踏まえ、断層パターン 1 を日本海東縁部の範囲の西端まで移動させた検討を実施し、水位が大きくなる場合には、日本海東縁部の最大ケースに追加する。 【作業状況】 検討は終了。
5	日本海東縁部の地震による津波の水位低下時間に着目した水位下降側のパラメータスタディ結果の説明が必要。特に、水位低下時間の算定にあたっては、前回会合で指摘したように、パルス状の短時間であっても貯留堰の上端を水位が上回れば、貯留堰内の水位の回復を見込むことは奥行きのある貯留堰においては適切ではないことから、これを考慮せずに行うこと。また、水位低下に着目した評価に当たり、パラメータ因子の影響分析を行ってパラメータスタディの順序も含めて評価の妥当性を説明すること。	【作業方針】 日本海東縁部に想定される地震に伴う津波の評価において「貯留堰を下回る時間」を評価項目に変更したパラメータスタディを実施し、最大ケースを選定する方針に変更する。また、上記時間に対してパラメータ因子の影響分析を行ってパラメータスタディの順序も含めて評価の妥当性を説明する。 【作業状況】 検討は終了。

通し No.	残されている論点	当社の作業方針および作業状況
6	地震動評価で設定した震源特性パラメータをもとに積丹半島北西沖に地震断層として想定することとした断層による津波評価についての説明が必要。	【作業方針】 日本海東縁部に想定される地震及び敷地周辺の海域活断層（積丹半島北西沖の断層を含む）のうち敷地に影響が大きいと考えられる断層を対象に、阿部（1989）に基づく簡易予測式による津波推定高を算定し、津波発生要因の組合せのうち地震に伴う津波として日本海東縁部に想定される地震に伴う津波が選定されることを示す。 また、過去の検討結果を踏まえると、阿部（1989）の簡易予測式の評価では、波源位置の水深や海岸地形等の影響が考慮できないことから、津波の数値シミュレーション結果に差が発生することが確認できていることから、念のため、海域活断層に想定される地震に伴う津波の数値シミュレーションを実施し、数値シミュレーション結果の比較からも、日本海東縁部に想定される地震に伴う津波が選定されることを確認する。 「F_B-2 断層北方の断層」の評価および「F_B-2 断層」と連動した場合の基準地震動、基準津波への影響について検討する。 【作業状況】 今後の検討方針及び阿部（1989）による簡易予測式の評価結果は説明済み。 現在、海域活断層に想定される地震に伴う津波に関する数値シミュレーションは終了し資料を作成中。 「F_B-2 断層北方の断層」の評価および「F_B-2 断層」と連動した場合の基準地震動、基準津波への影響についてスケジュールも含めて検討中。7月中旬以降の説明内容、スケジュールも検討中。 作業スケジュールに沿って対応を進めて行く。

通し No.	残されている論点	当社の作業方針および作業状況
②基準津波の策定		
7	日本海東縁部に想定される地震による津波と陸上地すべりによる津波の組合せについて、波形の単純な重ね合わせではなく同一波動場で一体計算した評価結果の説明が必要。その際、地すべり位置への地震動の到達時間及び地すべり位置での地震動継続時間を考慮して、両波源の発生時刻を変化させた解析を行うこと。(①の審査後に審査予定)	【作業方針】 当初、日本海東縁部に想定される地震による津波と陸上地すべりによる津波の組合せ(重畳検討)について、波形の足し合わせ結果から重畳の時間差を設定し、設定した時間差によって同一波動場の一体計算を実施する方針であった。 しかし、先行審査の状況から波形の足し合わせにより算定した時間差が、同一波動場の一体計算において、影響が大きくなる可能性があることから、影響の大きい波源を評価するために、地すべり位置への地震動の到達時間及び地すべり位置での地震動継続時間を考慮した同一波動場での時間差のパラメータスタディ等を実施する方針に変更する。 組合せ評価による評価結果の特徴(波源のパラメータ・各地形モデルによる傾向の違い)を把握し、組合せ評価によって各評価項目(評価地点)で最大となる波源が地震に伴う津波の評価と異なる波源になることについて、分析・考察を行い、組合せ評価の妥当性及び敷地に対して大きな影響を及ぼす波源の選定の妥当性を示す。 【作業状況】 検討は終了。
7	敷地外から敷地内へのアクセス道路については、計画内容によっては、当該道路が津波侵入経路となり基準津波策定における評価点の追加が必要になることも考えられるため、今後、アクセス道路の計画に基づき、津波評価への影響を説明すること。(第1057回(令和4年7月1日)基準津波に関する審査会合における指摘事項) 茶津入構トンネルの入口、明かり区間の出入口、アクセスルートトンネルの入口等の評価点について、日本海東縁部に想定される地震に伴う津波と陸上地すべり(川白)による津波との組合せを考慮した基準津波の波源の	【作業方針】 防潮堤の新設に伴い新たな入構ルートとして、茶津入構トンネルを設置することから、茶津入構トンネルからの津波の流入の有無を確認するため、トンネル坑口付近に影響確認地点を設定したうえで、津波の水位と比較する。 また、津波の流入経路として、アクセスルートトンネルも考えられることから、茶津入構トンネルと同様に、坑口付近に影響確認地点を設定したうえで津波の水位と比較する。

通し No.	残されている論点	当社の作業方針および作業状況
	選定を説明すること。(第 1063 回(令和 4 年 7 月 28 日)防潮堤の設計方針に関する審査会合における指摘事項)	【作業状況】 検討は終了。
8	地震による津波、地震以外の要因による津波及び重畳津波の中から、水位上昇側及び水位下降側の各々について敷地に最も大きな影響を与える波源を選定し、基準津波定義位置での時刻歴波形(基準津波)を示すこと。	【作業方針】 地震による津波、地震以外の要因による津波及び重畳津波の中から、以下の評価項目に影響の大きい波源を基準津波として設定し、基準津波定義位置における時刻歴波形を示す。 ・防潮堤前面(上昇側) ・3号炉取水口(上昇側) ・1, 2号炉取水口(上昇側) ・放水口(上昇側) ・貯留堰を下回る時間 【作業状況】 数値シミュレーションは終了。 作業スケジュールに沿って対応を進めて行く。
9	基準津波による遡上津波高さと比較する津波堆積物等の整理結果、特に北海道が公表した津波堆積物評価との比較についての説明が必要。(第 978 回(令和 3 年 5 月 28 日)審査会合において、これまでの調査結果に加え新知見も含めて整理するように指示済み)	【作業方針】 津波堆積物評価について、過去の審査会合において説明した内容に最新の知見(北海道が公表した文献および行政機関の津波評価を含む)を反映し評価を実施する。 また、基準津波による遡上高さとの比較を実施する。 【作業状況】 関係文献(北海道が公表した文献および行政機関の津波評価を含む)のレビューは終了し資料を作成中。 作業スケジュールに沿って対応を進めて行く。

通し No.	残されている論点	当社の作業方針および作業状況
10	基準津波による砂移動評価に伴う取水性の確保についての説明が必要。(取水口位置及び取水ピットポンプ室における砂の堆積量等の評価)	【作業方針】 基準津波による平面 2 次元砂移動解析及び水路内の砂移動解析を実施し、取水口位置及び取水ピットポンプ室における砂の堆積量等を評価し、取水性に影響がないことを説明する。 【作業状況】 平面 2 次元砂移動解析及び水路内の砂移動解析は終了し資料を作成中。 作業スケジュールに沿って対応を進めて行く。
③基準津波の年超過確率（参照事項）		
11	③基準津波の年超過確率（参照事項）	【作業方針】 津波ハザード解析を実施し、基準津波による年超過確率を参照する。 【作業状況】 津波ハザード解析は終了し資料を作成中。 作業スケジュールに沿って対応を進めて行く。

(3) 火山影響評価

通し No.	残されている論点	当社の作業方針および作業状況
①立地評価		
12	発電所に影響を及ぼし得る火山については、前回会合で指摘した他サイトの審査等での最新知見を反映させた噴火活動履歴を整理した上で、完新世に活動を行った火山と完新世に活動を行っていないものの将来の活動可能性が否定できない火山を抽出すること。	【作業方針】 国内外の主な科学技術系論文データベース等を用いた網羅的な文献調査を実施し、敷地から半径 160km 以内の範囲（地理的領域）にある第四紀火山の活動履歴を更新する。 その上で、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山（完新世に活動があった火山及び完新世に活動を行っていないものの将来の活動可能性が否定できない火山）を抽出する。 【作業状況】 検討は終了。
13	巨大噴火の可能性評価（支笏カルデラ、洞爺カルデラ）については、現在の火山学の知見に照らした調査を尽くすことが重要であり、地球物理学的調査結果等から当該火山の現在の活動状況は巨大噴火が差し迫った状態ではないと評価できること、また、網羅的な文献調査結果等から運用期間中における巨大噴火の可能性を示す科学的に合理性のある具体的な根拠が得られていないことを示すこと。特に、マグマ溜まり等の地下構造に係る検討として、前回会合で指摘した重力異常や比抵抗等の物理探査による評価結果も示すこと。	【作業方針】 支笏カルデラ及び洞爺カルデラについて、活動履歴、地球物理学的調査結果（火山性地震及び地殻変動、並びに地下構造に関しては、地震波速度構造、比抵抗構造及び重力異常）及び巨大噴火に関する網羅的な文献調査結果を踏まえ、運用期間中における巨大噴火の可能性を評価する。 【作業状況】 巨大噴火の可能性評価に関する検討は終了しているが、2024 年 2 月 16 日審査会合において受けた、ニセコ・雷電火山群に関する設計対応不可能な火山事象の評価に関する説明性向上のための指摘の回答等について、作業スケジュールに沿って対応を進めていく。

通し No.	残されている論点	当社の作業方針および作業状況
②影響評価		
14	敷地及び敷地周辺のボーリング調査で確認された火山灰層の層厚評価についての説明が必要。特に、敷地及び敷地周辺では層厚約 30cm の給源不明のものが多数確認されている。火山灰は一地点にのみ堆積するものではないことから、周辺の調査結果も含めて物証をもって、純層なのか、再堆積を含む層なのかを整理した上で、堆積厚として考慮する必要があるかを評価し、敷地で考慮する層厚への反映について整理が必要（例:旧 F1 開削調査スケッチには 3 層の火山灰、近傍の古宇川右岸地点のボーリングでは層厚 30cm の火山灰層、照岸地点では層厚 30cm を超える火山灰シルト層を複数確認）。	【作業方針】 敷地における降下火砕物の層厚評価に当たり、当社地質調査の結果に基づき、敷地及び敷地周辺に認められる火山灰の層厚や、純層か再堆積であるか等を整理する。 なお、旧 F1 開削調査スケッチには、火山灰層が示されているが、当該地点は、敷地造成に伴う地形改変により消失しており、至近の敷地における地質調査において、同様な火山灰層は確認されていない。このため、敷地周辺に認められる火山灰層等の状況を踏まえ、スケッチに示された火山灰層についての評価を実施する。 また、積丹半島西岸の古宇川右岸地点、照岸地点等のボーリングコアに認められる、柱状図において火山灰又は火山灰質シルトと記載し、給源不明であったものについては、コアの再観察及び追加火山灰分析を実施し、給源や純層か再堆積であるか等を整理する。併せて、火砕流の痕跡の有無についても検討し、立地評価において説明する。 【作業状況】 2024 年 4 月 26 日審査会合における指摘事項を踏まえ、資料を作成中。作業スケジュールに沿って対応を進めていく。

通し No.	残されている論点	当社の作業方針および作業状況
15	噴出規模、敷地との位置関係等から対象とする火山を選定し、降下火砕物シミュレーション評価を行った上で、上述の堆積が確認されている火山灰の層厚も踏まえて、敷地における降下火砕物の層厚評価を示すこと。シミュレーションにあたっては、仮想風、噴煙柱高度、風速等の不確かさを考慮した評価を行うこと。	【作業方針】 敷地における降下火砕物の層厚評価は、以下の①及び②を踏まえ、敷地における降下火砕物の層厚を評価する。 ① 【文献調査及び当社地質調査結果】 敷地及び敷地周辺に認められる降下火砕物のうち、この降下火砕物を噴出する噴火と同規模の噴火の可能性が否定できないものについては、敷地における降下火砕物の層厚を評価。 ② 【降下火砕物シミュレーション】 敷地及び敷地周辺に認められない降下火砕物のうち、敷地に影響を及ぼし得る降下火砕物については、噴出規模及び敷地と各火山との距離を踏まえ、降下火砕物シミュレーションの対象となる火山及び降下火砕物を選定。 シミュレーションは、文献における等層厚線を再現できる噴煙柱高度、拡散係数等をパラメータスタディにより決定の上、保守的な観点で敷地方向への仮想風を用いた解析を実施し、敷地における降下火砕物の層厚を評価。 【作業状況】 2024年4月26日審査会合における指摘事項を踏まえ、資料を作成中。作業スケジュールに沿って対応を進めて行く。

通し No.	残されている論点	当社の作業方針および作業状況
③火山モニタリング		
16	モニタリングの目的を踏まえて選定した監視対象火山についての説明が必要。その際、巨大噴火による火砕流が敷地には到達していないと判断される場合でも過去に巨大噴火が発生した火山に係る先行審査の知見を踏まえて検討を行うこと。	【作業方針】 監視対象火山は、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山（13 火山）について、第四紀に設計対応不可能な火山事象が敷地に到達した可能性を評価し、選定する。 過去に巨大噴火が発生した支笏カルデラ及び洞爺カルデラについては、過去の巨大噴火に伴い噴出した火砕流堆積物は敷地に認められないが、火口からの距離と層厚の関係についても検討を実施する。 加えて、洞爺カルデラについては、当社地質調査の結果、敷地近傍（共和町幌似付近）に過去の巨大噴火に伴い噴出した火砕流堆積物が認められていること、幌似付近よりも西側（敷地側）に当該火砕流が到達しているとされている文献も存在すること等から、当該火砕流堆積物が剝離された可能性についても検討を実施する。 【作業状況】 2023 年 7 月 7 日審査会合及び 10 月 30, 31 日現地調査における指摘事項を踏まえ、資料を作成中。作業スケジュールに沿って対応を進めて行く。
17	先行審査の知見、火山部会報告書を踏まえた監視項目についての説明が必要。その際、公的機関（気象庁、国土地理院等）及び自社で実施している評価結果を整理して、地震活動、地殻変動・地盤変動、火山ガス・熱活動等の観点から監視項目を整理すること。また、地震活動、地殻変動等の代表的な監視項目については過去 10 年程度のデータを整理して傾向を示すこと。なお、火山モニタリングについては、設置許可段階では方針を示した上で、具体的な内容については、保安規定認可で確認を行うこととする。	【作業方針】 モニタリングにおける監視対象項目については、公的機関による評価等の発表情報、公的機関の観測網によるデータを収集・分析の上、整理を実施する。 【作業状況】 2023 年 7 月 7 日審査会合における指摘事項を踏まえ、資料を作成中。作業スケジュールに沿って対応を進めて行く。

(4) 地盤・斜面の安定性

通し No.	残されている論点	当社の作業方針および作業状況
18	審査の効率化を図るために、基準地震動の策定後に新設防潮堤に関係しない断面の評価結果を示すこと。その際、代表施設で評価を行う場合には施設の規模、接地圧等を示して妥当性を示すこと。また、解析用物性値の妥当性については、試験結果をもって示す必要がある。特に埋土については、埋め立て時期により物性の違いがある場合はその範囲を含めて説明が必要となる。	【作業方針】 基準地震動の策定後に新設防潮堤に関係しない断面の評価結果を先に説明する。 基礎地盤の安定性については、施設の規模、重量、設置標高等を考慮して、原子炉建屋及び緊急時対策所を代表施設に選定しており、各建屋の直交2断面の解析結果を説明する。 周辺斜面の安定性については、施設と斜面の離隔を考慮して評価対象とする周辺斜面を抽出した上で、斜面高さや勾配等を考慮して、原子炉建屋背後斜面断面を選定しており、当断面の解析結果を説明する。 解析用物性値の妥当性については、設定根拠となる試験結果等をもって示す。なお、埋戻土については、1,2号炉エリアと3号炉エリアによって敷地の造成時期が異なることから、その分布範囲を含めて説明する。 【作業状況】 2024年1月19日審査会合における指摘事項を踏まえ、資料を修正中。なお、同会合における指摘事項のうち、解析用物性値の設定に関する指摘事項については、2024年3月22日審査会合において、説明を実施。 作業スケジュールに沿って対応を進めて行く。
19	新設防潮堤の形状・構造を踏まえた新設防潮堤を含む断面の評価結果を示すこと。	【作業方針】 新設防潮堤の形状・構造、周辺状況を考慮し、適切に評価する断面を選定する必要があることから、プラント側の審査状況を十分踏まえた上で、代表断面を選定し、解析を実施する。 【作業状況】 現在、代表断面の選定に関する検討を進めているところである。作業スケジュールに沿って対応を進めて行く。

(5) 敷地の地質・地質構造

通し No.	残されている論点	当社の作業方針および作業状況
20	まとめ資料の作成にあたり、敷地周辺を含めた段丘編年による地質層序全体について、地層名も含めて文献（地質図幅等）との対比等により示すことが必要。特に、段丘ではないとしていた岩内台地の扱いの明確化、地質図幅等に採用されていない岩内層の名称の扱いについて整理が必要。	【作業方針】 文献調査、段丘編年、当社地質調査結果等に基づき作成している敷地及び敷地周辺の地質層序について、作成根拠を明確にするため、地層名や地質時代決定に当たっての文献対比等を整理する。 岩内台地については、段丘面は判読されないが、当社地質調査の結果、Mm1 段丘堆積物が認められることから、当該堆積物の分布範囲を示すとともに、「岩内層」との名称に関する整理も実施する。 【作業状況】 作業スケジュールに沿って対応を進めている。

(6) プラント側審査の論点

通し No.	残されている論点	当社の作業方針および作業状況
21	耐震設計方針及び耐津波設計方針については、基準地震動及び基準津波が固まった後に一通り説明を聴取し、具体的な論点の提示を行うこととなるが、少なくとも、最新の審査実績を踏まえた上で、審査実績のない設計条件・評価手法の採用などについては説明が必要。	【作業方針】 耐震・耐津波設計方針については基準地震動及び基準津波が固まる前に解析結果に基づく箇所を除いた審査資料を提出し、現段階での方針を提示する。 ■耐震設計方針 ・耐震設計方針については、岩着構造の防潮堤設置に伴い、地下水の流れが遮断され流動場が変化する等の理由により、施設等の設計条件に影響を与えることから、これに関連する「地下水位の設定方針」および「施設の耐震評価に用いる地盤の液状化の評価方針について」について、先行審査実績も踏まえた上で、基準地震動の確定を待たずに説明を開始する。 ・設計条件・評価手法の検証を行い、基準地震動の確定前であっても説明可能と判断した具体的な論点となり得る審査実績のない設計条件・評価手法の採用についてすべての解析結果を待つことなく順次ご説明する。 ・また、基準地震動が固まった後に、耐震設計方針について一通りのご説明をする。 ■耐津波設計方針 ・耐津波設計方針については、防潮堤の構造設計の条件となる「漂流物の影響評価」の方針等について、先行審査実績も踏まえた上で、津波の流向・流速評価結果等を待たずに説明を開始する。 ・審査のクリティカルパスとなる入力津波解析は、解析条件・解析モデルについて、基準津波の確定を待たずに説明を開始する。 ・また、基準津波のうち、通し No.7 (津波の組合せ評価) および通し No.7' (茶津入構トンネル等に伴う津波の流入の有無の確認) の審議結果が纏ま

通し No.	残されている論点	当社の作業方針および作業状況
		った後に、耐津波設計方針について一通りのご説明を行い、審査実績のない設計条件・評価手法を採用する場合にはご説明する。また、解析結果が必要な項目については、評価が完了したものから順次ご説明する。 ・解析及び評価において作業方針に影響を及ぼすような結果が確認された場合は、解析及び評価がすべて完了せずとも説明する。 ・基準津波の波源の追加、入力津波解析条件見直し及び茶津入構トンネル等の追加解析を考慮し、必要なものは、「入力津波解析（平面二次元解析）」、「津波の流向・流速評価及び漂流物解析」を行う。 ・1号及び2号炉の取放水路からの津波流入防止について、早期に適用可能な津波防護対策であること、及び許認可・安全対策工事などの工程影響の観点から、取水路に流路縮小工、放水路に逆流防止設備の採用を検討していることから、以下の内容について説明する。 ・概要、許認可対応方針 ・設備設計方針 ・管路解析結果を踏まえた妥当性 ・漂流物の影響評価について、以下の内容を説明する。 ➤ 先行審査実績と比較して基準津波の到達時間が早いことから、燃料等輸送船の退避作業の不確かさを考慮した上で、津波到達までに退避できることを説明する。また、緊急退避ができない場合を想定しても、他の対策によって燃料等輸送船が漂流物とならないことを説明する。 ➤ 緊急退避を実施するものについては、次に示すものを含めて網羅した上で、緊急退避の成立性を説明する。

通し No.	残されている論点	当社の作業方針および作業状況
		✓ 発電所敷地内海域を航行する燃料等輸送船以外の船舶 ✓ 敷地内の車両 【作業状況】 耐震・耐津波設計方針については、作業スケジュールに沿って対応を進めて行く。 ■耐震設計方針 ・検討は終了。 ■耐津波設計方針 ・「耐津波設計方針」「漂流物の影響評価」および入力津波解析の解析条件・解析モデルについて説明中。 ・「漂流物の影響評価」のうち燃料等輸送船の作業状況は次のとおり。 ➤ 第 1177 回（令和 5 年 8 月 3 日）の審査会合における指摘事項に対する回答については、第 1223 回（令和 6 年 2 月 1 日）の審査会合にて検討方針を説明した。 ➤ 第 1223 回（令和 6 年 2 月 1 日）の審査会合における指摘事項も踏まえ、第 1246 回（令和 6 年 4 月 18 日）の審査会合ではその検討方針に基づく検討状況を説明した。 ➤ 第 1246 回（令和 6 年 4 月 18 日）の審査会合における指摘事項も踏まえ、6 月 24 日の週の審査会合ではその後の作業状況を説明する。また、8 月 26 日の週の審査会合では検討方針を説明し、9 月 30 日の週の審査会合では検討結果を説明する。 ・「取放水路からの流入防止」について、流路縮小工を設置する方針を説明し、今後、当該設備の有効性の評価結果について説明する予定。当該評価結果は、流路縮小工を考慮した管路解析（耐津波設計方針で示す管路解析）と一緒に解析を行った結果にてお示しすることから、工程バーについても統

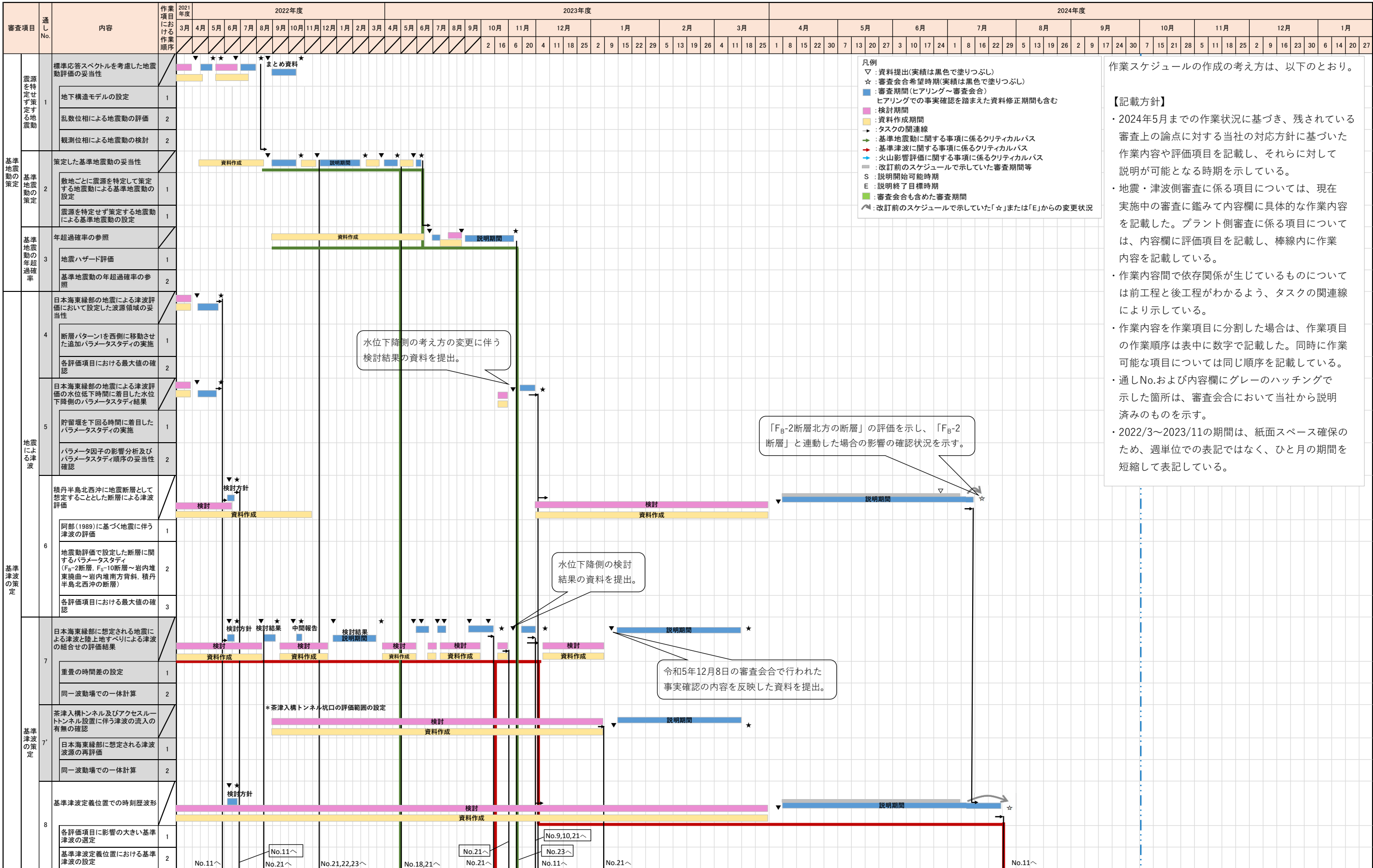
通し No.	残されている論点	当社の作業方針および作業状況
		合してスケジュール管理することとした。 ・2024 年 3 月、耐津波設計方針についてこれまでの審査状況を踏まえ、取放水路から流入してくる津波の管路解析における流路縮小工の影響評価に要する期間を考慮し、入力津波の管路解析期間を見直した。このため、耐津波設計方針の一通りについて説明する審査会合時期を「2024 年 9 月 30 日の週」に変更したことにより、クリティカルパスの終期を「2024 年 9 月 30 日の週」に変更した。

通し No.	残されている論点	当社の作業方針および作業状況
22	防潮堤については、平面線形形状が今後さらに変更される場合には、さらなる防潮堤の設計変更や基準津波の再解析等審査工程への影響が大きいことから、形状変更の可能性がないことの早期確認が重要。このため、残置する防潮堤や建屋からの影響など平面線形形状の決定に影響する事項について根拠を含めて網羅的な整理と説明が必要。具体的には、第 1032 回（令和 4 年 3 月 3 日）審査会合で事業者が示した 3 つの評価項目を含め、影響を及ぼす評価項目の選定プロセスを整理し説明するとともに、定量的な影響評価の実現性を検討した上で、評価方針及びその妥当性を説明すること。	【作業方針】 ・新設防潮堤の海側の残置する既設防潮堤並びに保修事務所及び訓練棟については、防潮堤に対する定量的な影響評価の実現が困難という判断に至ったことから撤去する。また、同様に防潮堤に対する津波時の車両の影響を考慮し、防潮堤乗り越え道路については設置しない。 ・よって、審査会合（3 月 3 日）にて当社が示した 3 つの評価項目については、考慮不要とすることが可能となる。 ・その他平面線形形状の決定に影響する事項について根拠を含めた網羅的な整理を実施し、定量的な影響評価の実現性を検討のうえ評価方針及び妥当性を説明する。 ・網羅的な整理を実施する事項として、防潮堤の設計方針・構造成立性にかかる事項、防潮堤へ波及的影響を及ぼす事項について、少なくとも以下を含めて説明する。 ・屈曲部に関する設計方針 ・防潮堤に近接する構築物の影響評価 ・防潮堤の設計変更およびそれに伴う発電所の運用変更による他条文における基準への適合方針の影響と対応の成立性の見通し 【作業状況】 防潮堤については、作業スケジュールに沿って対応を進めて行く。 ■防潮堤の設計方針・構造成立性評価 ・検討は終了。 ■防潮堤への波及的影響 ・新設する防潮堤平面線形形状に変更することにより新たな入構ルートを選定に係る検討プロセスを踏まえ、茶津入構トンネル及びアクセスルートトンネルが最適であることを説明中。 ・防潮堤の設計変更およびそれに伴う発電所の運用変更による他条文における基準への適合方針の影響と対応の成立性の見通しについて説明中。

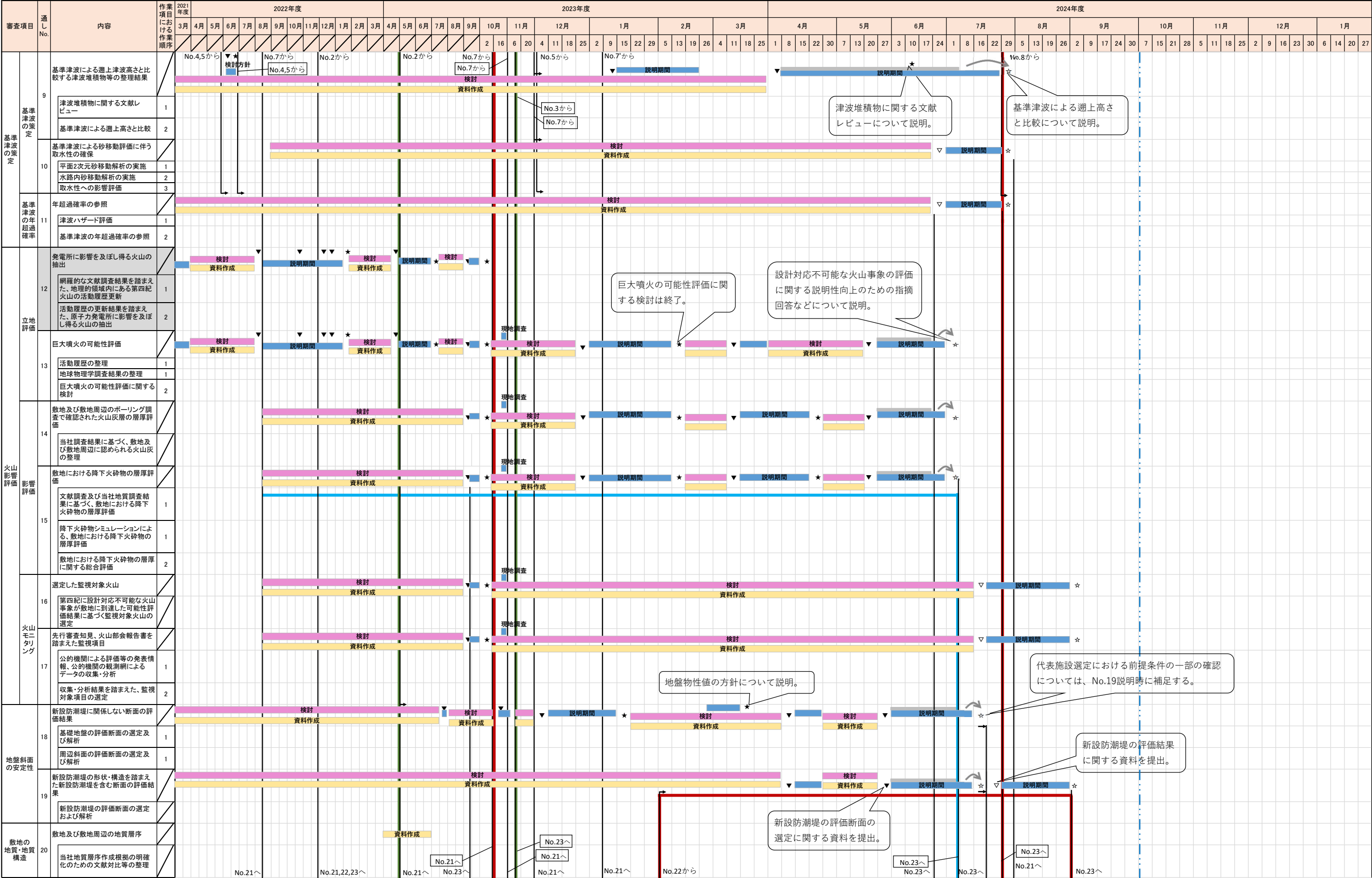
通し No.	残されている論点	当社の作業方針および作業状況
23	耐震設計方針及び耐津波設計方針以外の審査項目については、おおむね審議済みとしているものの、審査中断以降の他プラントの審査実績、自然ハザード側の審査結果、事業者が自ら行った設計変更、バックフィット案件といった事項に係る反映状況について確認が必要であり、これらを含むまとめ資料を提出の上、審査会合での説明が必要。	【作業方針】 ・地震・津波側審査の進捗待ちとなつて以降の先行審査実績を踏まえ、今後事業者として基準適合性の観点から説明が必要と考える事項について整理している。 ・その中で、耐震設計方針及び耐津波設計方針以外の条文・審査項目については、概ね審議済みとなっているものも含めて説明事項の整理を行っている。 ・具体的には、泊発電所固有のものとして「地震・津波側審査のプラント側審査への反映事項」、新たに説明が必要なものとして「自主的な設計変更事項」、他社審査知見の反映として「比較表や他社審査会合指摘事項から抽出した事項」、規制基準等の変更に伴い説明が必要なものとして「バックフィット案件」を考慮し、まとめ資料に反映している。 ・今後反映項目及びまとめ資料を提出し、審査会合で説明する。 ・地震 PRA 等、評価完了までに時間を要する事項は、事前に評価方針等を説明する。 ・新たな論点が発生した場合には、「主要な説明項目と想定しているもの」としてスケジュールを設定して説明する。 【作業状況】 ・地震 PRA について、検討は終了。 ・津波 PRA については、津波ハザードの資料提出に先立ち、社内評価用の津波ハザードを用いた概略評価について説明を実施した。今後、ハザード確定後の最終評価結果が得られ次第、シーケンス選定に対する影響の有無について説明を実施するが、事故シーケンスグループを追加しなければならない事態が判明した場合には、最終評価結果を待たずに速やかに説明を実施する。 ・津波 PRA の詳細評価については、現時点で当社が想定している津波ハザードに基づき敷地内浸水解析を先行実施するとともに、解析に係る要員の増強により全体的

通し No.	残されている論点	当社の作業方針および作業状況
		な工程短縮を図ってきた。2024 年 3 月に No.11（基準津波の年超過確率）の説明時期を 2024 年 7 月に変更したことから、これに連動する津波 PRA の最終評価結果の説明時期を 2024 年 9 月 30 日の週に変更した。 ・2024 年 5 月に、No.15（敷地における降下火砕物の層厚評価）の説明時期を 2024 年 6 月に見直すこととした。これに連動する「火山灰層厚及び粒径の再評価結果の反映（第 6 条）」の審査会合時期は No.16（選定した監視対象火山）との説明順を踏まえ 2024 年 9 月 30 日の週に変更した。 ・「主要な説明項目と想定しているもの」のうち、審査会合時期を設定していない項目は、関連する条文の説明時期を踏まえて審査会合時期等のスケジュールを設定する。 ・「条文単位で説明する項目」は、先行審査知見の反映に対する当社の認識に不十分な点があったことを踏まえ、全条文を対象に審査資料の見直しを進めている。一通りの説明を行うための審査会合時期および指摘事項を回答する想定期間を設定した。引き続き、資料修正、審査会合を適宜実施し、新たな論点が発生した場合には、「主要な説明項目と想定しているもの」としてスケジュールを設定する。 ・「自主的な設計変更事項」は、いずれも「条文単位での説明を想定しているもの」に分類している。 ・プラント側審査は、ハザード側審査に係る一部の条文を除いて概ね説明が終了したことから、2023 年 12 月に泊発電所 3 号炉設置変更許可申請の一部補正を行った。補正の中では、審査が継続しているハザード側に係る部分については今回の補正範囲外とし、今後、ハザード側審査を含めて全条文の説明が終了した以降に再補正を行う。 ・作業スケジュールに沿って対応を進めて行く。

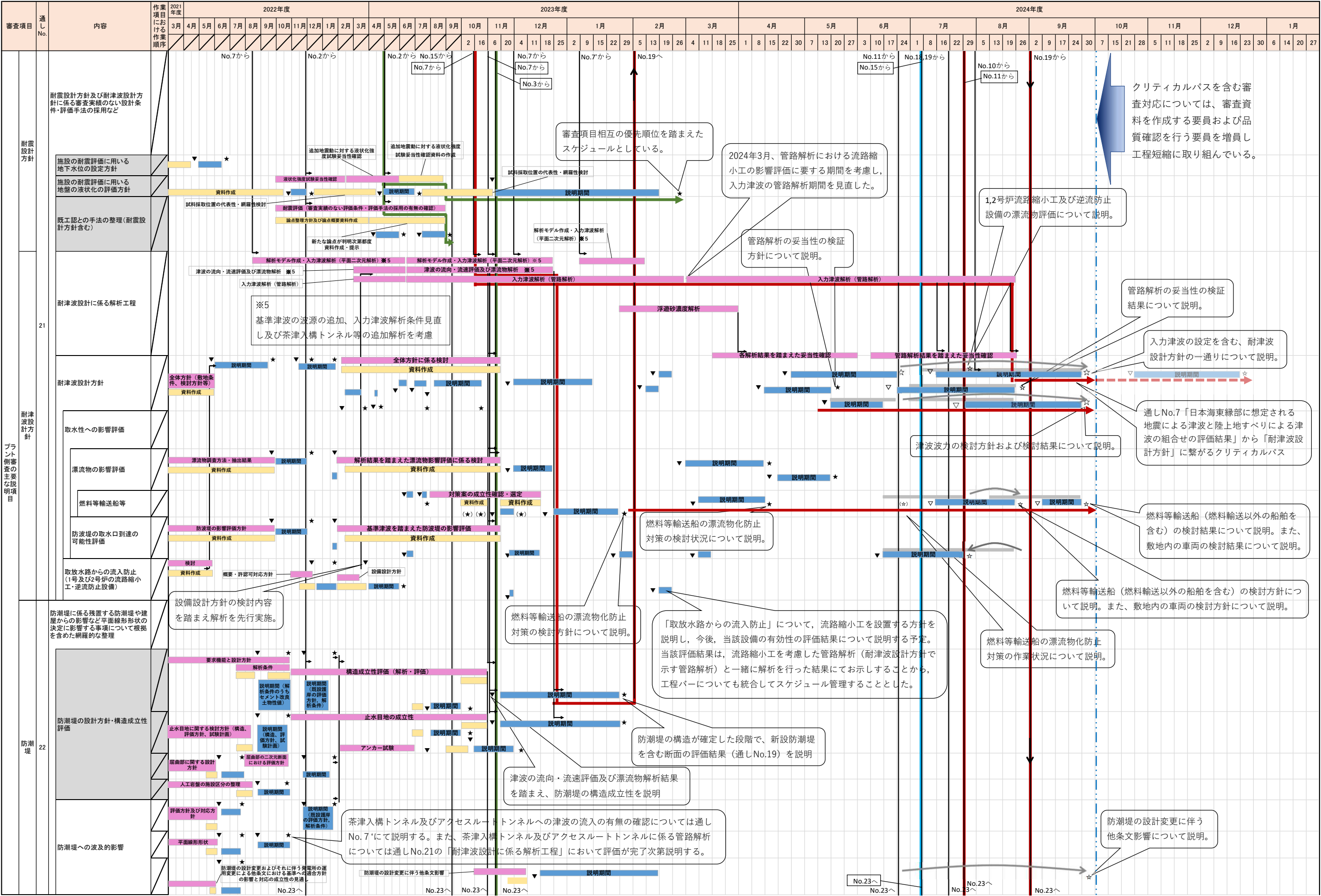
残されている審査上の論点に対する作業スケジュール(2024/5までの進捗を含む)



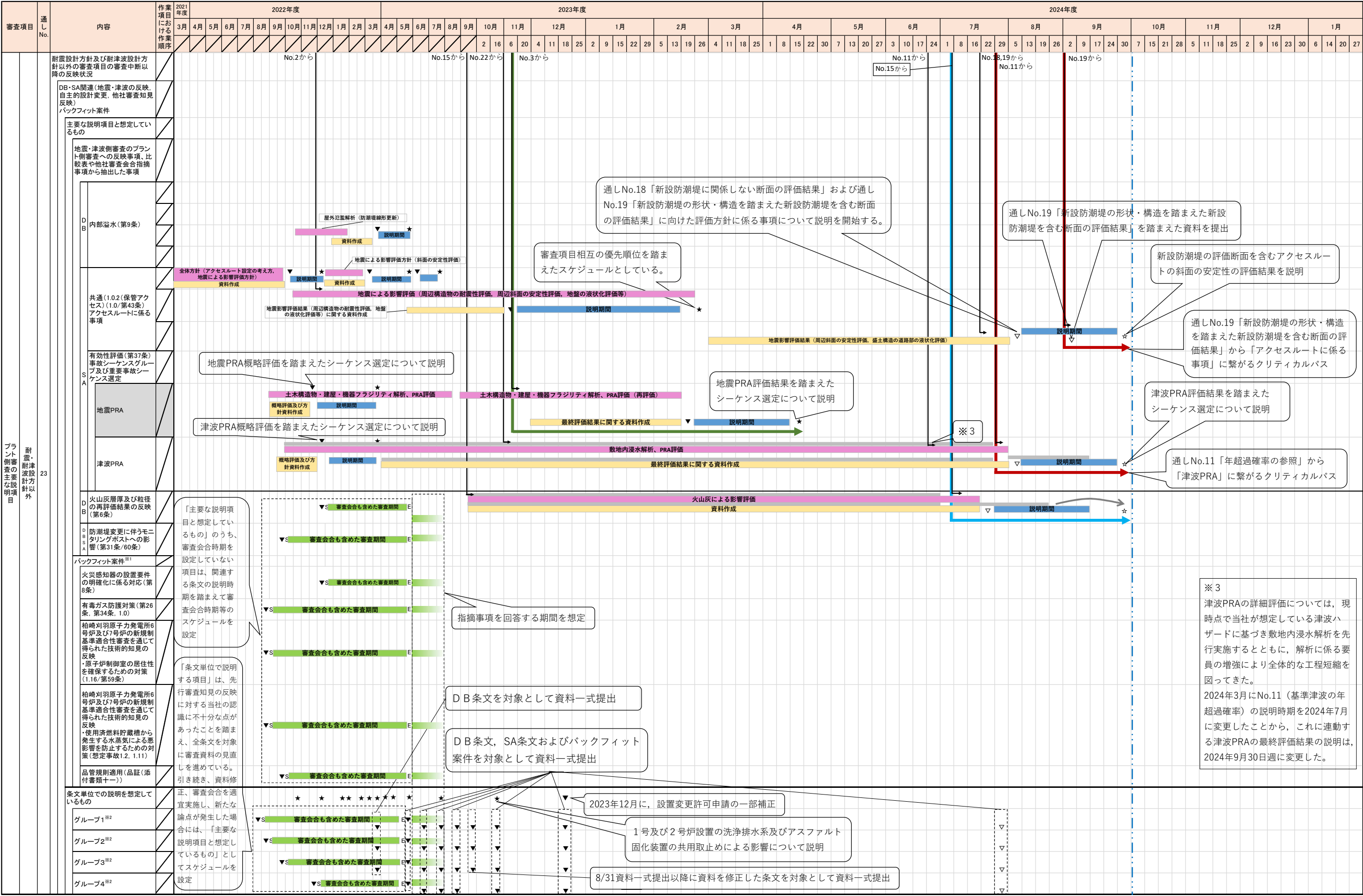
残されている審査上の論点に対する作業スケジュール(2024/5までの進捗を含む)



残されている審査上の論点に対する作業スケジュール(2024/5までの進捗を含む)



残されている審査上の論点に対する作業スケジュール(2024/5までの進捗を含む)



残されている審査上の論点に対する作業スケジュール(2024/5までの進捗を含む)

[illegible] $\times_1$

■バックフィットに係る審査スケジュールは、プラント側の関連する審査項目の確認を踏まえたスケジュールとする。

■以下のバックフィット案件のスケジュールについては各条文のスケジュールの中に含む。

- ・「地震時の燃料被覆材の放射性物質の閉じ込め機能に係る措置（第4条）」については耐震設計方針
- ・「溢水による放射性物質を含んだ液体の管理区域外漏えい防止対策（第9条）」については内部溢水（第9条）

■なお、本スケジュールに記載のないバックフィット案件については、設工認等で説明予定。

※2【グループ1】

- ・ 不法な侵入（第7条）
- ・ 誤操作の防止（第10条）
- ・ 安全避難通路（第11条）
- ・ 安全施設（第12条）
- ・ 全交流電源喪失（第14条）
- ・ RCPB（第17条）
- ・ 安全保護回路（第24条）
- ・ 保安電源（第33条）

※2 【グループ2】

- | | | |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・〔追而あり〕外部事象（第6条）竜巻に対する設計方針 ・〔追而あり〕外部事象（第6条）火山事象に対する設計方針（上記スケジュール記載部分を除く） ・〔追而あり〕外部事象（第6条）外部火災に対する設計方針 ・〔追而あり〕外部事象（第6条）その他自然現象等に対する設計方針 ・〔追而あり〕内部溢水（第9条）（上記スケジュール記載部分を除く） ・SFP（第16条） ・原子炉制御室（第26条） ・〔追而あり〕緊急時対策所（第34条） | <ul style="list-style-type: none"> ・有効性評価（第37条）炉心 格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA、蒸気発生器伝熱管破損） ・有効性評価（第37条）CV 過圧破損 ・有効性評価（第37条）CV 過温破損 ・有効性評価（第37条）CV DCH ・有効性評価（第37条）CV FCI ・有効性評価（第37条）CV 水素燃焼 ・有効性評価（第37条）CV MCCI ・有効性評価（第37条）SFP 想定事故 1 ・有効性評価（第37条）SFP 想定事故 2 ・有効性評価（第37条）停止時 崩壊熱除去機能喪失 ・有効性評価（第37条）停止時 全交流動力電源喪失 ・有効性評価（第37条）停止時 原子炉冷却材の流出 ・有効性評価（第37条）停止時 反応度誤投入 ・共通（1.0.2（保管アクセス）以外）（第43条） ・ATWS（1.1/第44条） ・高圧時冷却（1.2/第45条） | <ul style="list-style-type: none"> ・減圧（1.3/第46条） ・低圧時冷却（1.4/第47条） ・最終ヒートシンク（1.5/第48条） ・CV冷却（1.6/第49条） ・CV過圧破損防止（1.7/第50条） ・CV下部注水（1.8/第51条） ・CV水素対策（1.9/第52条） ・RB水素対策（1.10/第53条） ・SFP（1.11/第54条） ・放射性物質の拡散抑制（1.12/第55条） ・水源（1.13/第56条） ・〔追而あり〕電源（1.14/第57条） ・計装（1.15/第58条） ・原子炉制御室（1.16/第59条） ・〔追而あり〕緊急時対策所（1.18/第61条） |
|--|--|---|

※2 【グループ3】

- ・ 内部火災（第8条）
- ・ 監視設備（第31条）（上記スケジュール記載部分を除く）
- ・ 通信連絡設備（第35条）
- ・ 火災（第41条）
- ・ [追であり] 共通（1.0.2（保管アクセス）以外）（1.0）
- ・ 監視測定（1.17/第60条）
- ・ 通信連絡（1.19/第62条）
- ・ 技術的能力（添付書類5）

※2 【グループ4】

- ・〔追であり〕有効性評価（第37条）事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス選定（上記スケジュール記載部分を除く）
- ・〔追であり〕大規模損壊（2.1）